

平成19年第6回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月12日(水)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長あいさつ	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○町政に対する一般質問	10
1番 関口雅敬君	10
10番 渡辺強君	18
2番 村田正弘君	25
4番 齊藤實君	30
7番 大澤タキ江君	33
8番 梅村務君	39
○町長提出議案の報告及び一括上程	46
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第46号 政治倫理の確立のための長瀬町長の資産等の公開に関する条例 の一部を改正する条例	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第47号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	51
・議案第48号 長瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例	
○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第49号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第50号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第51号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算(第2号)	
○議案第52号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第52号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第53号の説明、質疑、討論、採決	63

・議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（案）について	
○議案第54号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第54号 秩北衛生下水道組合同規約の一部を変更する規約	
○議案第55号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第55号 皆野・長瀬水道企業団規約の一部を変更する規約	
○議案第56号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第56号 皆野・長瀬水道企業団の解散及び財産処分について	
○議案第57号の説明、採決	69
・議案第57号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○長瀬町選挙管理委員の選挙	70
○長瀬町選挙管理委員補充員の選挙	70
○埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙	71
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	72
○閉会について	73
○町長あいさつ	73
○閉 会	73

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第96号

平成19年第6回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年12月7日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成19年12月12日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

平成19年第6回長瀬町議会定例会 第1日

平成19年12月12日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

10番 渡 辺 強 君

2番 村 田 正 弘 君

4番 齊 藤 實 君

7番 大 澤 タキ江 君

8番 梅 村 務 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号の説明、採決

1、長瀬町選挙管理委員の選挙

1、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

1、埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤	實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村	務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺	強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

教育長	村	田	六	郎	君	参事	新	井	敏	彦	君
参事	平		健	司	君	総務課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	野	原	寿	彦	君	町民福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	染	野	真	弘	君	会計課長	大	澤	彰	一	君
教育次長	大	澤	珠	子	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実		書記	石	川	正	木
------	---	---	---	--	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(大島瑠美子君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第6回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成19年第6回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(大島瑠美子君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大島瑠美子君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(大島瑠美子君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成19年8月から10月にかかわる現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

9月22日に、秩父地場産センターで「埼玉県職員秩父会」が開催され、出席いたしました。

10月1日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会第2回役員会」が開催され、出席いたしました。

10月11日から12日にかけて、千葉県白浜町において「長瀬町老人クラブ連合会研修旅行」が開催され、参加いたしました。

10月17日に、横瀬町町民会館で「第13回地域安全大会」及び「第14回秩父地区暴力排除推進大会」が開催され、出席いたしました。

10月18日に、秩父地域創造センターで「道議連・水森議連」の役員会が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

10月24日に、横瀬町町民会館で「第8回秩父郡市人権フェスティバル」が開催され、総務教育常任委員会委員長村田正弘君ともども出席いたしました。

10月25日から26日にかけて、富山県富山市において「秩父地域議長会正副議長視察研修」が開催され、副議長齊藤實君ともども参加いたしました。

10月27日に、秩父宮記念市民会館で「秩父高等学校創立百周年記念式典」が開催され、出席いたしました。

10月28日に、横瀬町町民会館で「第30回よこぜまつり」が開催され、副議長齊藤實君に出席していただきました。

10月28日に、秩父市の三峯神社を中心として「奥秩父大滝紅葉まつり」が開催され、副議長齊藤實君に出席していただきました。

10月30日に、埼玉県庁において「道議連・水森議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

10月31日に、秩父市の荒川上田野地内で「ちちぶ花見の里」竣工式が開催され、出席いたしました。

11月3日に、小鹿野町の両神荘を中心として「第31回両神ふるさとまつり」が開催され、出席いたしました。

11月9日に、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席いたしました。

11月11日に、秩父市荒川総合運動公園で「第14回ちちぶ荒川新そばまつり」が開催され、出席いたしました。

11月14日に、秩父農林振興センターで「30周年記念懇話会」が開催され、出席いたしました。

11月21日に、中央省庁及び関東地方整備局において「道議連・水森議連」による国への要望が行われ、出席いたしました。

12月3日に、秩父宮記念市民会館で「秩父夜祭観光祭懇談会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

12月9日に、小鹿野町八幡神社参道上飯田集会所で「小鹿野町・飯田鉄砲まつり観光懇談会」が開催され、副議長齊藤實君に出席していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

新井参事。

○参事（新井敏彦君） 皆さん、おはようございます。本日は、町長が急病のため出席できませんので、私のほうで代理でごあいさつをさせていただきます。よろしく願いいたします。

代読させていただきます。

本日ここに、平成19年第6回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご参集賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことにありがたく、心から感謝を申し上げる次第でございます。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことは秋の訪れが遅く、紅葉の時期が例年より遅くなりましたが、師走の声とともに朝晩の寒さも厳しさを増してまいりました。皆様にはお変わりなくご健勝のこととお喜び申し上げます。

国の政治経済の状況につきましては、防衛省の問題や衆参与野党逆転のねじれ国会などにより、諸問題

を抱えて年末を迎えております。また、世界的な原油価格の大幅な上昇を反映してガソリンや灯油が値上がりし、生活に影響を及ぼしており、先行きに不安を感じている方も多いかと思えます。日本経済は息の長い回復が続いていると言われておりますが、当町も含め、地方では回復の実感がないという声をよく耳にします。国民が安心して暮らせる社会づくりのため、国民の目線に立ち、地域の実情に即した政策が進められることを願うものです。

さて、ここで9月定例議会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務関係についてご報告申し上げます。10月25日に、町の表彰規程に基づきまず自治功労表彰を行いました。長年にわたり、町の各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など7名の方を表彰させていただきました。

毎年、冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を10月28日、第一小学校の校庭を会場に行いました。当日は、台風接近から一夜明けた晴天の中、議員の皆様を初め大勢の来賓の方のご臨席を賜り、盛会に開催することができました。日ごろの訓練の成果でありますポンプ操法、放水演習等を見せていただき、団員のきびきびした姿を見て安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

続いて、町民福祉関係についてご報告申し上げます。去る10月23日に、平成19年度「長瀬町敬老会・高齢者のつどい」を開催いたしました。ことしは、諸般の事情から慶事該当者のみをご招待いたしましたが、大勢の方にご参加をいただき、盛大に開催することができました。午後のアトラクションにつきましても、「高齢者のつどい」として、老人クラブ連合会役員による実行委員会方式で実施し、高齢者の皆様に自主的に運営を行っていただきましたが、参加された方々も楽しんでいただけたものと思えます。これも、議員の皆様を初め関係諸団体の多くの皆様のお骨折りのたまものと改めて御礼を申し上げます。

続きまして、地域整備観光課関係について申し上げます。消防団の特別点検と同じ日、10月28日に、宝登山県造林伐採跡地を利用し、百年の森づくりの会主催による「長瀬宝登山百年の森づくり植樹祭」が開催されました。子供から高齢者を主体に、また一般参加者を含めまして約450名の参加者が約850本の山桜やイタヤカエデなど10種類の苗木を植栽し、盛大のうちに開催されました。植樹祭を通して、宝登山が今以上に美しく、そして四季の移ろいを感じられる山になるよう、町といたしましても力を注いでいきたいと思っております。

次に、ことしで5回目を迎えた観光協会主催による紅葉ライトアップが、11月10日から25日までの16日間にわたり、県立自然の博物館前の「月の石もみじ公園」において行われました。ことしは紅葉がおくれたため、出足は悪かったものの、昨年を上回る約1万2,000人を超える方に来園いただきました。また、ことしも県立自然の博物館や宝登山神社でもライトアップを行い、一層華やぎ、長瀬の自然景観の美しさをPRできたようでございます。

最後に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。先ごろ行われました埼玉県の表彰式典におきまして、当教育委員会、村田教育長が平成19年度の「教育功労者表彰」を受賞しましたので、祝意をあらわすとともに、皆様にご報告申し上げます。

次に、学校教育関係についてでございますが、去る11月13日、15日の2日間にわたり、長瀬中学3年生87人が議場見学を行いました。議場を使用してさまざまな行政への質問を行い、「町議会への関心が高まった」「大変よい経験をした」など、よかったという感想をたくさんいただきました。

また、同じく3年生全員が、11月21日に、「日本一の甌穴」と言われている荒川右岸井戸地内にある「ポ

ットホール」の土砂の取り除きを行い、念願だった「本当の罅穴の大きさ」を確かめるということに挑み、中学生生活の思い出づくりをしました。発掘後は一般の方にも公開されましたが、危険を伴うことから、その日のうち、再び埋め戻されました。

次に、中学2年生を対象に、主に町内での職場体験学習を通じて、個人と職業や社会とのかかわりを知る中学生チャレンジ体験事業をこども11月20日から22日までの3日間実施いたしました。役場内にも一生懸命お手伝いする中学生の姿が見られました。学校、家庭、地域社会が連携して社会体験活動を積極的に推進するこの事業は、豊かな感性や社会性、自立心を養う点で大変評価される事業ではないかと思えます。

次に、生涯学習事業関係ですが、例年実施しております「長瀬町文化展」を11月2日から4日までの3日間開催し、一般の方だけでなく、幼稚園・保育園、小中学生の出展もあり、期間中約800人の方にご来場いただきました。

最後に、ことしの予定でございますが、毎年恒例の成人式でございますが、既に議員の皆様にもご案内申し上げましたが、来年1月13日の日曜日でございます。現在、今回成人を迎えられる皆さん八十数名の方から出席の連絡をいただいております。議員の皆様には、ご出席の上、ともに成人の門出を祝していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案3件、補正予算案4件、辺地計画案、上下水道組合の統合関連規約変更等3件、人事案件1件の合わせて12件であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

5番 野原武夫君

6番 新井利朗君

7番 大澤タキ江君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） きょうは町長がいないということで、私、町長に質問を投げておいたのですが、かわりの方は、違う場所に通告というか、お答えをいただくようになりますが、よろしく願いいたします。

では、初めに若者の定住促進について、一応町長にお伺いいたします。若者の定住を促進するために町有地の分譲が行われていますが、これはせつ的な物欲を満たす一施策でしかないと思います。中長期的に見れば、子育てに関する手当を厚くするとか、子供を安心して遊ばせられる公園の整備だとか、細やかなニーズにこたえられる保育園のサービスの充実など、町は長期的にビジョンを持った政策を実行する必要があります。このことについて、町長の見解を伺います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

一応、町長がご回答させていただく原案を持っておりますので、それでちょっとご回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

我が国の人口は、平成18年をピークに人口減少社会に入り、長瀬町でも減少傾向にあります。人口減少は、地域産業の停滞や地域コミュニティ力の低下など、地域に与える影響が大きいことから、町民を初め町外に在住する人々にとって魅力ある豊かな暮らしを提供し、人口の流出や減少を抑制しつつ、U、J、Iターン者の増加につながる新たな施策展開が急務となっております。若者の定住促進事業につきましては、町民にとっても魅力ある豊かな暮らしを創出し、だれもが住みよいまちづくりを進めることが重要で

あり、そのためには活発な産業振興、住宅対策、子育て支援の充実等があると思います。子育て支援の推進につきましては、関口議員がご指摘のとおり、定住促進における最も重要な事業と位置づけられ、子育て支援関係の事業が充実することで若者の定住が図られるのではないかと考えております。

当町におきましては、平成14年度に長瀬町エンゼルプランを、平成16年度には長瀬町次世代育成支援行動計画を策定し、子育てを総合的に支援していくための施策の実現に向けて各種事業に取り組んでいるところでございます。具体的な内容につきましては、学齢期の健康や環境整備として、乳幼児やひとり親家庭、重度心身障害児の医療費支給事業や児童手当制度の小学校6年生まで対象年齢の拡大、放課後児童クラブの運営等を行っているところでございます。また、多様な保育サービスといたしましては、延長保育、一時保育の実施、保育園や幼稚園に対する運営費、奨励費の交付などを行っております。さらに、母子保健では、保健センターなどで行っている乳幼児の各種健診、予防接種や子育てに関する各種相談業務など、母親の子育て不安の解消や仲間づくりを支援しているところでございます。

このような中、子供を安心して遊ばせられる公園の必要性は認識しておりますが、児童を取り巻く凶悪な事件等が多発していることから、公園の整備につきましては、児童の安全を考慮し、慎重に検討していきたいと考えております。今後の子育て支援施策といたしましては、第二小学校区内に放課後児童クラブの開設や乳幼児医療費の支給対象年齢の拡大などが急務であると考えますので、町民や子育てに関する関係機関と連携を図りながら、魅力ある事業の展開を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今お答えいただいたのは、前回の議会の議事録の中にもあるように、本当に絵をかいている状況で、具体的な事業ということで、私がこの提案というか、質問をさせてもらう若者の定住促進について余り進んでいないように思いますが、例えば第二小学校に子供が少ないということで、多分この若者定住促進事業というのは始まったのだと思うのです。それがどの程度、どういうふうに進んでいるのか、まず一番大事なことはそこなのです、この質問に関しては。今、町がやっていることは、中野上の蔵宮団地跡地を分譲して売り出しているということもあります。その中で、若者定住促進ということで事業を始めた割には、若者に対する特典とか、そういうものが一切出ていない。あれは、例えば若者でない人が買うといっても多分売るのだと思うのです。ですから、それではあそこの分譲は若者の定住促進につながらないと私は思います。前にも私が質問しましたけれども、皆野からこの長瀬がいいというので引越してくる若い人がいますよという話をしたときに、何か特典ありますかと言ったら、前にお答えいただいたのは、ないと、この分譲地は若者定住促進に指定する場所だけだというお答えですけども、そういうことで来ていると、本当に若者定住促進でこの長瀬町に若い人に住んでいただく施策が成功する一歩になっているかどうか、私はここを非常に危惧するところであります。

そこで、私がふだんから「交流広場」を見て、若い人の意見が多分「交流広場」に出てくるのだと思うのです。そこで、先ほども出たように、保育園の延長保育をし、仕事は5時までなので、迎えに来るのは5時半になってしまうと保育園で嫌な顔をされるという、「交流広場」に意見が載っております。それから、子供の遊び場が欲しいという意見もあります。それと、これは多分働いているお母さんの意見だと思うのですけれども、朝8時ちょっと過ぎに来たら、役場がまだ電気が半分ぐらいしかついていないという意見も載っていました。これは多分、役場は8時半から始まるのだから、それでいいのだと思うのですけれども、そういういろんなニーズに例えばこたえられるところはこたえていかないと、若者定住促進住宅

というのは絵にかいたもちで終わってしまうような気がするのですけれども、本当に若者を呼んでやろうという気があるのかどうか。

私が思っているのは、岩田の工業団地も同じです。工場を誘致するのだといいながら、税金投入で排水路をつくって、今そこに何ができているかといったら、まだ何もできていない状況です。では、その前の道路、あの道路では、私も会社を経営しておりますけれども、あそこに例えば私が物流の倉庫をつくろうかといったらつくらないです。道路があんなに狭くなったり広くなったりして、すれ違いで車が落ちこちたりなんだりしているようなところに工業団地をつくったって、来るわけがないと思います。私も、井戸で上郷地内において、ある向上の方が工場を建てたいと、井戸の上郷は活発で、外から見ておると非常にいいというので、ここに工場を建てたいのだということで、私も何件かの土地の方と話をしたところ、やっぱりちょっと狭いということで話が途切れてしまいました。

そういうことで、若者定住促進、若い人を本当にここへ呼んで住んでいただく、先ほども言うように第二小学校が子供が少ない、いろんなことをこれからやっていかななくてはならない一歩ですから、ぜひ早くやらないともう手おくれになってしまいます。前の議事録にも載っていますけれども、町長はそんなに人口低下は率としては高くないという発言をしたけれども、今代読でもらったはかなり落ちているという状況でありますので、この若者定住促進という事業、本気でやる気があるのかないのか、ちょっと数多く質問になりますけれども、お願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、関口議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在募集しているわけですが、申し込み状況につきましては、昨日現在、申込数はゼロでございます。資料の受領等におきましては3件来ております。

それから、今後の事業の推進ということですが、来年度につきましては、今年度ですか、下水道組合から譲渡されました土地について、その周辺が譲渡できれば、それを含めまして来年度は定住促進を図っていきたいと考えております。その後におきまして、主に第二小学校管轄区域を重点的に推進していく予定でございます。

それから、特典についてでございますが、特に現在は設けておりませんが、分譲の決定の中では、1区画に対しまして2名以上の複数の申し込みがあった場合には、15歳未満の子供を扶養している世帯についてを優先すると、そういうことがうたっておりますので、今後も一生懸命推進させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

関口議員のご指摘のように、若者の定住促進、これにつきましては、早急に総合的に子育て支援の各種施策を含めて対応していかなければならないと認識しております。子育て支援の関係につきましては、第二小学校区域に来年度、放課後児童クラブの設置ができるように今一生懸命検討しているところでございます。それから、保育園の多様な保育サービスにつきましても、延長保育、それから一時保育等を含めて多様な保育のサービスが提供できるように今後も検討してまいりたいと考えております。それから、乳幼児医療費の支給年齢の拡大等につきましても、今から担当課のほうとよく詰めまして、少しでも若者が当町に定住していただけるように、いろんな施策を含めて早急に対応について検討を考えてまいりたいと思

っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 予想をしたとおり、やっぱりそういう建前の返事しかないと思うのですけれども、せっかくきょう町長がいないのだから、執行部の皆さんがフォローするように、ここで思い切った発言してしまって、どんどん進める方向をしたほうがいいです。ちょうどいい、いいチャンスですから。私はなぜこういうことを言うかという、前の議会の議事録にも町長の答弁で、いろんな施策をやると、議会の承認を得たりなんざりしなくてはだから時間がかかると、こちらにいかにもそういう時間延ばしのような発言をされているので、もう思い切って若者定住促進の事業は皆さん承認して、やってくださいということをやっているのだから、早くやったほうがいいです。参事が3人が2人になってしまったのだけれども、もっと今度、親密に細かく話ができるのかと思うので、早くやってほしい。

それと、平さんの発言の中で特典のお話なのですけれども、若者定住で分譲するとき特典を、今新井さんも言ったように、いろんなのをその説明書の中にもどんどん載っけて、こういうサービスがあるよ、こういうサービスがあるよというのを訴えて分譲していかないと、せっかくのセールスポイントを利用してやってください。その広告についても、長瀬町内にまくのではなく、いろんなところにまくのだから、長瀬の宣伝にもなるのです、一生懸命やっているよというところが。

もう一度お伺いをするのですけれども、公園の話もそうです。公園も、町長が町内に幾つか、700坪程度の広場をつくらうという発言をしておく、次の議会で今度は、今新井さんが言うように、危険だから、危ないから、そういうことにすぐ変わってきてしまう。本当にこういう、「交流広場」でもう前々から、ここ何日かでぞろぞろと出たのではなく、もうずっと履歴を調べていけば、公園が欲しい、遊び場が欲しいなんというはあるのです。先ほど健康福祉関係で、子供のサークル等があるけれども、ああいう、町でこの時間でこの場所でやりますよというサークルは、若いお母さん方がそこに行って子供を交流させる、本当に心から望んでいる広場ではないのです。あそこはやっぱり、前にも私発言しましたけれども、仲間意識があって、仲間に入れたい人は、そのサークルがあっても、どんな立派なサークルでもしり込んでだんだん行かなくなってしまうということで、公園デビューというものは本当に大事なのです。

だから、私は本当は次回、観光課長、私、観光面でやりますから。この長瀬町全域を公園にするのだと、今、長瀬町で例えばそういう休む場もないし、広場もそんなにないという意見がいろいろありますので、もう一度若者定住促進についての意気込み、町長から危ないではないか、ここ危険だよ、安全だからなんていう話が多分出てくると思うけれども、そのところは、皆さんは本当に若い人なので、行動力もいろいろ、外も見てきていると思うので、いいことは多少リスクをしょってでもやっていかないと、今のまま安全に安全にということをやっていると、今の長瀬町が多分人口も減少してきていると思うので、解決策にならないと思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えさせていただきます。

関口議員の若者定住促進事業、早くしろというご意見、ごもっともだと思います。特典につきましても、他の市町村では結構特典があるのです。ただ、当町におきましては、今回初めてこの事業を取り入れたわけございまして、いろいろ様子を見ながら進めさせていただくというのが初期段階、今後につきましては、いろんな、関口議員の意見等を考慮しながら、確かに若者がもっと入ってこられるような施策をとつ

ていきたいと考えております。

それから、公園の必要性、これも十分承知しております。いつか関口議員もこちらのほうへ来たことがあると思うのですが、税金の免除だとか、あとは整備ですか、その辺につきましては町のほうもいろいろ相談させていただきたいと思いますので、いろいろ公園あると思いますから、予定のところ、個別にご相談に来ていただければそれなりにお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「あとある。町民、健康なので、サークル等の何かありますか」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

現在、子育てサークルとして幾つかの事業実施をしておりますが、これも大変、子育てに現実的に直面しているお母さん方にとっては評判になっている事業でございますので、これらについては引き続き充実したものにしていきたいと思っております。

また、関口議員ご指摘のように、そのほかにもできる事業等についてもまた今後検討して、さらに追加して実施できるように努力して、少しでも当町に若者が定住できるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君、次にいってください。

○1番（関口雅敬君） 2番目の質問にいきます。

いろんな施策はスピード感を持ってやってもらいたいと思います。

2つ目の質問に入らせていただきます。固定資産税の土地の課税について税務課長にお伺いをいたします。適正で公平な課税をするためには、毎年1月1日時点の現況を的確に把握する必要があると思いますが、どんな工夫をしているのか、課税するまでの事務の流れについて伺います。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

固定資産税は、長瀬町税条例第54条によりまして賦課徴収する税でございます。この税は、毎年賦課期日現在で町内に固定資産を所有している方に税金を負担していただくものでございます。

それでは、ご質問の固定資産税の土地の課税の流れですが、実地調査、評価、価額の決定、固定資産課税台帳の登録の公示、台帳縦覧を経て税額の決定となります。初めに、実地調査についてですが、土地につきましては、本人申請によるものと、関係機関からの地目の変換や所有権移転、各登記済み証等の通知があります。関係機関とは、秩父の法務局でございます。固定資産税の課税客体となる土地に係る土地課税台帳については、登記簿に登録されている事項に基づくために重要であるため、法務局と市町村との間にその整合性を確保するための所要の規定が法律上定められているものでございます。また、地域整備観光課内に事務局がある農業委員会の許可であります農地法第3条及び第4条、第5条関係の調査を行うとともに、実地調査と並行して電算入力作業を行います。

また、地価下落に伴う評価額の修正の鑑定委託については、地方税法第388条に規定する固定資産評価基準に基づき、基準地、標準地、59地点及び田、畑、山林の各1点ずつ、計62点について、平成19年7月1日の評価時点に評価額の修正を行うものであり、19年度の下落修正を行うために、時点修正委託業務を埼

玉県不動産鑑定士協会と委託契約し、不動産鑑定士により町内の土地鑑定評価を出していただきまして下落率を算定し、平成20年度の評価額に反映させる作業がございました。

次に、20年度課税のデータ更新を19年9月末日から行いまして、10月から家屋調査に入ります。なお、土地と家屋は密接な関係にあるため、担当者が町内の家屋調査時に土地の現況確認等を同時に実施するとともに、航空写真を活用しながら現況確認を行っているものでございます。また、年末年始の確認作業として、12月中に現地調査を行うとともに、年明けにも再度調査を実施する予定でございます。

次に、土地の評価についてですが、固定資産土地評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法によって評価します。評価方法として選定された標準地の価格に比準して評価し、地籍は原則として土地登記簿に登記されている地籍によります。

次に、価格の決定及び固定資産税課税台帳の登録の公示でございますが、固定資産税の評価は、地方税法第409条及び第410条により、固定資産所在の市町村に設置された固定資産評価員によって行われ、その結果に基づき、町長がその価格を決定し、町長がこの価格をもとに課税標準額が算定されます。このようにして決定された価格や課税標準額は、地方税法第411条第1項及び第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録され、公示されます。なお、町長の決定については、地方税法第403条により、総務大臣が定めた固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならないものとされています。

次に、地方税法第416条に台帳の縦覧制度という制度があります。毎年4月1日から4月20日または当該年度の最初の納期限のいずれかの遅い日以後の日までの間、縦覧帳簿を固定資産税の納税者に縦覧に供しなければならないとされています。

なお、地方税法第415条及び第416条において、縦覧の場所及び期間を町長はあらかじめ公示しなければならないものとされています。この制度は、自分の固定資産が適正かどうかを縦覧することにより正確に判断ができるようにしようという趣旨のものです。ただし、地方税法第411条の第3項により、土地及び家屋については原則として価格の据え置き制度がとられていますので、基準年度の土地または家屋に対し、基準年度の価格をもって第2年度または第3年度の固定資産税の課税標準とする場合には価格の変動がないので、毎年度同一の価格を繰り返し登録する必要がないというものとされています。このように、税額の決定した固定資産税の納税通知書を町から納税者に対して送付し、納めていただくこととなります。

なお、固定資産税の納税者の方であれば、自分の土地、家屋の固定資産の評価額の状況を縦覧制度によって確認し、納税者の所有の土地、家屋の確認を納税者本人が行うことで課税のミス未然に防ぐ制度となっております。この制度を利用した上で、異議がありますと異議申し出もできることとなります。なお、審査の申し出ができる場合は、評価替えの年を除いて、所有権を取得された場合あるいは地目の変更をされた等、最初の課税の年に限る制度でございます。さらに、毎年所有者ごとに納税通知書を送りますときに課税明細書も同時に送付いたしまして、所有者本人にも課税内容の確認をお願いしております。今後も、固定資産の適正、公平課税に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、長々と税務課長の頭の中に入っている答弁をしていただきました。私、今ちょっと言われただけでは細かい理解ができませんでした。後で議事録をよく一字一句読みながら、また勉強をしてみたいと思います。なぜこの質問をしたかという、9月議会の私の質問に対し、税務課長はまともに答弁していないので、よくわからなかったのです。そこで、議事録を見て、私もわかるように、疑問

に感じたことがあったり、答弁が多く、私に対してよく考えろとまで意見までしていただきました。

そこで質問をするわけなのですけれども、今答弁されたことも前回ありましたことも踏まえて再質問をさせていただきます。まず1点目、簡単にわかるように教えてください。まず1点目、前回の土地の地目認定の見直しは現在どの程度進んだのですかという私の質問に対して、全面見直しは平成21年度評価替えに行う予定であると言っている。全面見直しとはどんなことなのですか。また、見直しは短期間にすべてが終了しないと、人によって年度が変わって課税されたのでは不公平が出ると思います。まずそれが1点です。

2点目、お年寄り世帯になって畑が耕せなくなり、課税が雑種地にされて困っていると私が言ったことに対して、資産を持っているとは、税金上、お金を持っていることと同じである、土地をいっぱい持っていて、畑を耕さないで雑草がはびこったら、長瀬町で畑をする人がいなくなってしまうのではないですか、その辺のことも一応よく考えていただきたいと私はここで意見されました。まるで、資産やお金を持っているからとか、畑をする人がいなくなるからという理由で高い税金をかけているような言い方ですが、人を見て課税するような、その考え方は間違っているのではないですか。あくまでも現況で課税をしなくてはいけないのではないですか。

次に3点目、生活に困っている世帯に課税免除や農地の賃貸、売買などの対策は必要であるが、考えているのかという私の質問に対し、当然そういう方策は考えて、賃貸だとか近所でやっている方に話を聞きます、多方面にわたって活用できるような方法を考えていると言っていますね。税務課でどんな活用方法を考えているのか、私は聞いてみたいと思います。税務課の仕事以外にここまで考えていただくというのは非常に立派です。先ほどの若者定住促進事業で、町民福祉課で、そこで答えていただくかと思ったら、浅見さんは出てこなかったです。税務課長、大したものですが、そこまで考えていたら。

では、その3点お伺いをいたします。わからなかったら1個ずつでいいよ。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 21年度の全面評価替えと言いましたのは、評価替えというのが3年間に1度行われまして、3年に1度に全面見直しをして、その間に起きた地目の変換だとか以外は価格の見直しを行わないということがありまして、それで関口議員さんのほうに3年に1度というご答弁を申し上げて、3年に1回、全面見直しを行って、もう一回価格形成からやり直すということでございます。

2点目のお年寄りの雑種地の関係なののですけれども、税金には担税力というのがありまして、現在のところの住民税なんかは、所得に応じて町の経費を分担していただくということが趣旨で、所得のない方には課税されないのですけれども、固定資産税は、固定資産を所有している自体担税力とみなしておる関係で、固定資産を所有している方については課税されますが、持っていない方には課税されない制度となっております。しかし、固定資産を持っている方でも生活保護の方だとか、そういう方に応じては今現在も減免を行っているところでございます。

3つ目の賃貸の関係なののですけれども、これは別に税務課で考えるということではなくて、私も近所でいろいろな話を聞いたり、農家の方にいろいろ話を聞いたり、そういうときにちょうどまたま矢那瀬に畑を借りている人がいたので、そういう人のお話を聞いたり、そういうことも考えなくてはいけないと思います。ただし、税務課はまた税金をかける方の課なのです。私個人としてはいろいろ考えてはいるのですけれども、これは町の意見だとか、税務課でこういうことを行うということはございません。

ちょっと言葉足らずで申しわけなかったのですけれども、以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） おかしいですね。議事録に載っているのが個人の意見ではないでしょう。私は前回、税務課長に質問しているのです。個人になんか質問していません。そんな言い方ないでしょう、個人の考え方だったなんて。まずそれが1点。

それから2点目、お年寄り世帯になってというところで、今お答えいただきましたけれども、私が言っているのはそういうことではなくて、税務課長、聞いていますか。この税のかけ方が、畑が畑でなくなるのはだれがやっても同じでしょうということを言っているのです。わかりました。わかっていますよね。だから、私が言うのは、課税をするのには、公平な課税をするためにはいろんな、お金を持っているとか、ここのうち土地をうんと持っているとか関係ないのです。その土地がどうかということを見るのではないですかという、私は言っているのです。だから、あなたがこの前答弁したことは違いませんかという質問をしているのです。

それから、1点目も、またまた1問で、全部で3回しか質問できないのだと議長に言われるので、まとめてください、本当に簡単に。私が言っていることは、土地の課税をしていくのに3年で見直すという期間があれば、3年間で1年目、2年目、3年目で分けたのではだめでしょうと、一遍にかけなかったら、1年目にかけた人は2年目、3年目も税金が高くなるのです。3年目にかけた人は、1年目、2年目、払っていないのです。多分、答弁は5年さかのぼって課税できると言うと思うのですけれども、私、事前に調べたら。そうしたら、5年さかのぼってやるというのはあるのですか。例えば交通違反等で5年さかのぼってというのがあったら、5年さかのぼって、あなたはあのときスピード違反だよといって払う人はいません。もう一度、議長、私の最初の再質問に戻って答弁をしていただきたいと思います。そんなに資料要らないことだと思うよ。

早くやって。15分しかないのだからよ。ちょっと議長、時間とめるように休憩してください。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

前回の議会で、私の言葉が足らず誤解を受け……

〔「聞こえない。もう一回最初からやってくれない」と言う人あり〕

○税務課長（野原寿彦君） 前回の議会で、私の言葉が足りず、大変ご迷惑をおかけしましてまことに申しわけございませんでした。

先ほど言いましたけれども、3年に1度の評価替えのときに、平成21年度に全面的というのは全部見直しまして、それで航空写真等を行いまして、よく見まして、課税をミスのないように正確にするわけなのですけれども、まれに漏れた場合のことで、ちょっと5年さかのぼって課税できるということを申し上げまして、前後の言葉が足りなかったもので、大変申しわけなく思っています。どうも済みませんでした。

「では、2つ目も3つ目もそういうことなのでね。いいです。終わります」と言う人あり

○議長（大島瑠美子君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今1番議員が言った固定資産税の問題にも絡みますけれども、1つの質問は、荒廃農地の管理対策について質問します。

長瀬町も毎年、担い手不足、高齢化の進展などのため、急速に荒廃農地が増加しています。そのため、町として農地の荒廃防止や優良農地を確保する対策を早急に進めてほしいが、どのように考えているのかを伺います。

また、県補助事業の特定法人等農地利用緊急対策事業で農地の遊休化状況を調査することになっていますが、調査委託した農業委員からどのような報告がされているのかを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

初めに、まず1点目の町として農地の荒廃防止や優良農地の確保対策を早急に進めてほしいが、どのように考えているかのご質問ですが、荒廃地につきましては、ここ数年で見ますと、若干ではありますが、個人等の努力により減少傾向にはあります。ただし、今後も各農家世帯で世代交代が進むにつれ、後継者の農業従事は一段と難しくなると推測されます。町としては、先進農業を行う長瀬町新果樹生産組合等のカキ等の苗木の補助を行い、優良農地の確保、維持をお願いしているところでございます。また、農業大学校やオープンカレッジ等の施設では野菜の栽培講習会等も実施しておりますので、その都度、広報等を通じて団塊の世代の退職者等へ農地の利用をPRするようしていきたいと考えております。

次に、2点目の県補助事業の特定法人等農地利用緊急支援事業で農地の遊休化状況等を調査することになっていますが、調査委託した農業委員からどのような報告がされているかのご質問ですが、これは、町職員が8月に調査した遊休農地の所有者に直接面会して、今後の農地の管理状況と耕作再開を呼びかけているものでございます。特に今回の補助事業は、自分の農地を法人に貸し出せるかどうか、その意思を確認するための前段の作業でございます。今現在で貸し出す地区となっております地区は、野上下郷、滝の上区と小坂区並びに矢那瀬上郷区内で農道の整備を実施しました地区周辺の農地となっております。今回の結果としましては、182人の所有者のうち130人ほどから確認した結果、法人への貸し付けを希望する方が全体で13人おりました。貸し出す地区内の方は3人となっております。なお、貸し出す場合、個人が一たん町と農業委員会の承認を経て賃貸契約をし、町が農業参入を目指す企業に貸し出すこととなります。ただ、参入を目指す企業の問い合わせにつきましては、当町においてはございません。参考ですが、郡内では小鹿野町に1件問い合わせがあったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、農業委員会に9月議会で20万の県の補助金が来て、それで農業委員の人たちが地域を分けて何カ所か調査したと、法人に貸し出すかと。私は、この問題では、農業委員の人たちにも、

特に議員さんが3人、農業委員選出の人がいますけれども、農業委員の人たちも、結局、自分たちの農地の問題については今深刻に考えております。といいますのは、今、家庭菜園でやっているというのは、本当に、定年になって、団塊を迎えて何をやるかといえば、自分のうちの野菜ぐらいは自分でつくろうということでやっているうちはいいです。ですが、今見ますと、要するに、うちの近所では田んぼをやっている人が、結局、お父さんが死んでしまって、そして田んぼをやろうとして、息子が勤めていてやろうと思っても、教わっていないからできません。そうすると、それは耕さなければ雑種地とみなされて、一生懸命、畑にしようということで耕しているのは耕します。先ほどの税の問題で言いましたように、これは深刻です。そして、息子が今、その田んぼを休みの日に耕すわけだ、精いっぱい。あとは、自分の子育てや自分のことで、毎日うちから仕事場に往復ぐらいで終わってしまって、何をつくるか、何をやるかなんということにも余裕もないような、今働き方をされているのです、今の若い人たちは。ですから、あと5年後、10年後を考えれば荒廃地がどんどんふえるということで今言っております。

ですから、質問ですけれども、この農業委員会の問題は、農業委員に任せるばかりではなくて、町ぐるみでこの問題をやっていかなくてはならない。実態を見ますと、もちろん農業委員の人たちはもっと実態を知ってほしいのは、もう耕さない、何もつからない畑や田んぼがこれからどんどんふえます。そういうのはみんな懸念しております。そのためには何をやるかという、町ぐるみでこの問題を真剣に考えてほしいということで、土地の調査については、単なる県の補助金を20万で1回限りでは困りますので、ただ法人に貸すかだけの調査ではなくて、税務課も含めてこの問題について、課税をすることばかり考えないで、その問題については本気でやってください。これについて、今後の土地の調査についてどうやるか再質問。

あともう一つは、私は、9月のときだと思うのですけれども、皆さんにこれをきょう配ったのはなぜかという、ただ自分で論議しているだけではなくて、みんなにどういうふうに荒廃農地の管理に関する条例でやっていくかという、条例をつくる問題についてちょっと質問します。隣の美里町では9月、美里町荒廃農地を管理する条例という、町で条例をつくって、そしてその条例に沿って、今皆さんもご存じの、ここの中学校の体育館の裏には、もう桑の葉っぱが天井、体育館ぐらいになっているようなほどまで伸びて、そして草が生えて、近所の人たちが相当迷惑しております、田んぼをやっている人とか。中学校の裏を見てわかると思いますけれども、すごいです。キジのすみかになったり、犬のすみかになったり、そういう、あと自然にちゃんと、自然というのは、町場においては余り自然では困るのです。日照権の問題やら、いろんな問題がありますから。この問題で、隣の美里町は荒廃農地に関する条例をつくったのです。

それで、私は、美里の町会議員に取り寄せてもらって、これを皆さんにきょう配りまして、皆さんも農業委員の人もありますから、ぜひこれは問題で勉強してほしい。私も勉強不足で、この問題はこれをやったからといってすべて、これから5年後、10年後の農地の荒廃地を解決するとは思っていません。つくっても、結局、先ほど言ったように金にならないという問題がありますから。ですから、この条例を、本来ならば町長に質問したいのですけれども、これを町としてはこういう条例をつくる気があるのか、それで農業委員会についてのタイアップはどうするのかについて何点か質問しますけれども、答えられたらお願いします。だれが答弁してくれるのかな。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

まず、土地の調査をどうやるかということでございますけれども、これにつきましては、毎年農業委員

会のほうで8・1調査、8月1日現在の調査というものをやっております、それに基づきまして遊休農地等の面積等も調査をしているわけでございます、農業委員会系統組織で、今現在、農業委員の1人1反遊休農地解消活動というものもやっております、1反ですから、約1,000平米の遊休農地を1人解消していきましようということをやっております。ことしにつきましては、大体2ヘクタールの遊休農地の解消ができたというふうなことで、1人1反ということになりますと1.5ヘクタールという数字になるかと思うのですが、それ以上の成果が上がっているという状況でございます。

続きまして、資料でいただきました遊休農地の農業委員会の指導要綱、そういったものを、条例を制定する必要性のところなのでございますけれども、これにつきましては、長瀬町におきましては特に基盤整備もなかなか進んでいないような状況もございますので、ご提案をいろいろ検討させていただきたいと思っておりますので、すぐすぐちょっと難しいのではないかとと思っておりますけれども、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、この問題については、時々町うちから聞くのは、これは農地でではなくて、隣の木がうんと伸びてしまって日陰になって、近所と仲よくするためにはなかなか文句も言えないと、そういう意味では、特に農地の場合は、桑や草がどんどん生えれば、ほかの農地で一生懸命キュウリや野菜をつくっている人たちが、結局、日陰になれば作物の肥立ちが悪いから、文句も言えない。だから、私が言いたいのは、こういう問題について、すぐすぐという回答ではなくて、やはりこの美里の問題は、美里の条例を制定したということは埼玉新聞にでっかく載って、大変みんな関心を持っているのです。だから、長瀬だから人手がないとかというのではなくて、早急に、私が条例を取り寄せて皆さんに配ったのですから、これをぜひ勉強して、それで今、隣の美里町がどう条例を制定して動いているかということまでぐらいは、町の執行部や町の人たち、担当課長や農業委員が一生懸命勉強に行ってももらわなくてはならないのです。だから、本当なら町長に質問したいのですけれども、これを役場の職員ばかりではなくて農業委員会、町民ぐるみで勉強していかないと、我々は一年一年、年をとって、野菜をつくりたいといったってつukれないで、どんどん、もう体が言うこときかなくなりますから、ぜひこれを早急にやっていただきたいと思っておりますけれども、参事、何かこういうふうには約束するとかいう、できますか。町長がいないから、ちょっとあれですけども。

問題は、研究だけではなくて、実際行動に移すのです。ほかの進んでいる町を見学に行き聞いてくるということだって必要です。今、土地を持っている人たちは、私なんかは土地はないから、持っている人の悩みはわからないけれども、持っている人はそういう意味ではそれをきれいに活用して、先ほど1番議員、税金だけがかけられてしまったのでは困るのです。負担の能力がない人は、年金を毎年削られているのですから。だから、そういう問題についてどうやっていくかについて参事さんに答えてもらいたいですけれども、何か代案はありますか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 渡辺議員の質問に、町長代理ではないのですけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど課長のほうから1回目の答弁でも、荒廃地につきましては、ここ数年、若干ではあります、個人の努力によって減少傾向にあると、それから8・1調査ということで、遊休農地の解消で農業委員さん

の方に努力いただいて、遊休農地の解消も1.5ヘクタール目標のところ2.1ヘクタールと、そういうことで、現在は改善されつつあるということの中から、渡辺議員さんのご意見は確かにいい意見ですので、参考にはさせていただきますけれども、今現在は先ほど課長が答弁したように改善されつつありますので、推移を見守りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私、この質問は終わりますけれども、問題は、現在、具体的に言いますと、中学校の体育館の裏の、ああいう問題を解決するにはやっぱりこういう条例を早急にして、だれも、ただ大変だね、近所の田んぼをやっている人は、近所のうちの人はというふうだけでは済まされないわけで、それで、問題は、ああいうふうになっていっては税金の問題も要するにあるではないですか、固定資産税、毎年3年ごとに評価替えして、ちゃんと税収は得ているのかとか、そういう問題を町民は知りたいのです。それで、納めないで、人に迷惑かけてと言うと失礼ですけども、要するにそういう土地がこれからふえるのです。具体的には、土地があっても跡継ぎがない時代も来るのです、子供が少ないのですから。そういう問題について、ちゃんと町ぐるみでやらなければこれは困ってしまうので、ぜひ検討課題だなんて言わないで早急にやってください。

では、次に入ります。次は、後期高齢者医療制度について。来年4月1日から実施されようとしている後期高齢者医療制度というのは、知れば知るほど本当にひどいものです。75歳以上の人を切り離し、まともな医療を受けられなくする大改悪です。各地の自治体や議会、医療関係者からも見直しや中止を求めています。その中身を知らされるに従って、国民の不安や怒りが広がり、政府も与党内からさえも一部凍結すると言いきざるを得なくなっています。このことについて町としてどのようにとらえているのか、中身を町民に知らせ、実施を中止させるべきであるが、その考えについてお伺いします。よろしく願います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度についてのご質問でございますが、後期高齢者医療制度につきましては、平成18年6月21日に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により、現在の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面的に改正され、平成20年4月1日から、75歳以上の高齢者に係る医療については、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして、公平でわかりやすい制度にし、保険財政の安定化を図り、福祉の増進を図ることを目的に行うものでございます。

まともな医療を受けられない、町としてどのようにとらえているのか、中身を町民に知らせ、実施を中止させるべきということでございますが、後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関の窓口で支払う負担は現役並み所得者を除き1割であり、これまでの老人保健と変わりありません。そのほか、高額療養費の支給などについてもこれまでと同様の給付が受けられるほか、新たに介護保険サービスの負担と医療費の自己負担の合計が高額になったときに決められた限度額が支給される高額介護合算療養費が設けられます。また、保険料については、広域連合が条例で定め、均等割額と所得割額を合計して個人ごとに計算し、原則として年金から天引きされます。保険料額については、11月の広域連合議会において決定し、11月21日に公布されており、均等割額4万2,530円、所得割率7.96%となっております。

現在、国民健康保険の被保険者の方については国民健康保険税を納めていただいておりますが、これま

で保険料負担のなかった健保組合などの被用者保険の被扶養者だった方も今後は保険料を納めることとなります。ただし、これらの方については、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずることとされており、さらに平成20年4月から9月までの6カ月間凍結し、10月から平成21年3月までの6カ月間は9割軽減することとされております。また、所得の少ない方については、世帯の所得水準に応じて、均等割分を7割、5割、2割軽減する措置が設けられております。これにより、個々の高齢者の支払い能力に応じた保険料設定がされることとなります。

後期高齢者医療制度についての町民への周知については、「広報ながとろ」8月号や老人保健対象者への各種通知時にチラシの同封、役場窓口へのチラシ、パンフレットの配置を行っており、今後も「広報ながとろ」等を通じて町民にわかりやすいよう周知してまいりたいと存じます。

町として本制度についての対応でございますが、国において時間をかけて審議し、国会の議決を経たものでもあり、予定されているとおり進めていく必要があると考えております。しかしながら、本制度を進めていく上で諸課題が発生した場合には、本制度の運営が円滑に行われるよう、さまざまな機会を通じて国、県及び広域連合へ要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） この間、横瀬の町会議員に電話して、横瀬町の町会議員でもやはり後期高齢者の質問が出まして、それで、要するに今の後期高齢者医療保険は問題なので、見直してほしいという意見書が全会一致で採択されたそうです。

私は、今度の高齢者医療保険というのはどういうものかということ、ちょっと読み上げてみます。自民、公明政権が強行し成立させた75歳以上の方を対象にした後期高齢者医療制度は来年4月スタートです。この世代は、今の日本の繁栄の基礎となり、戦後の復興に大きく寄与しました。この世代を残酷にもおぼ捨て山に送ろうとしています。本来であれば、身体の劣る世代には逆に手厚い医療制度をつくるべきではないでしょうか。今の20代の若い者も、いずれ年をとることは忘れてはなりません。

ここの中で言いましたように、自民党、公明党の政権が、結局、絶対安定多数の衆議院選挙で出て強行したわけですね。今、何で凍結しているかということ、いつ解散するかわからない中で、自分たちの選挙でまた安定多数をとろうとして凍結なんか言い出したのです。ですから、こういう問題については、やはり見直したって格好のいいことでなくて中止すべきだと思うのです。それで、私は言いたいのは、今問題なのは、どうなっているかということ、この前の新聞では、この後期高齢者の医療保険料は4月1日から取られるわけですがけれども、県によってはえらい格差があるのです。えらい、年間、大体平均は9万のところもあれば、年間に相当開きがあるということで、そういう点ではどういうふうになっているかというのを、ただ広報で流すのではなくて説明会をしてほしいのです。この問題を要求しておきます。

あともう一つは、問題点として、既に私が皆さんに撤回のチラシをきのう、後期高齢者医療制度は来年4月の実施を中止せよというビラを皆さんに、議員の方にはちょっと、役場の職員には、全員ではないですけれども、配りましたけれども、この問題点として、75以上のすべてから保険料を徴収するといっても、75以上の人たちは国民健康保険で、国民年金がうんと少ない人もいれば、共済年金で結構ある程度いい人とか、全部あれだから、この問題点は、75歳以上のすべての人から保険料を徴収するという問題、あと年金が1万5,000円以上の方は保険料を年金から天引きする問題とか、あと3番目として、保険料滞納者から保険証を取り上げて資格証明書を発行するということとか、保険で受けられる医療を物すごく制限する

という問題があります。これは執行部では答えられないと思うのです。結局、こういう問題が現実に来年の4月1日からなるということでは、役場職員だって物すごい、またいろいろ苦情や納められないという問題が役場の窓口に来るのではないかという心配をしているのです。そこで、ぜひ、根本的には国の政治が悪いのですから、そういう問題が4月から来るというのはわかっていますから、そういう対応のためにも説明会をして、やはり、先ほど参事が言ったように、国に改善を要求していくと言っていますけれども、ぜひしてほしいのです。それでどういうふうにするか。

あともう一つは、うちの町長は埼玉県後期高齢者医療広域連合、町長の問題の代表の議員ではないですか。それで、今、広域、これから高齢者医療制度の組會議員について意外と町民は知らされていないです。こんなに広い埼玉県でたったの何名ですかと、みんな傍聴人がいるから報告してもらいたい。うちの町長は議員なのでしょう。町村の段階の議員ですよ。そういう点ではどうなっているかについても答えていただきたい。それで、いないけれども、一応参事、答えてもらいたいのです。

やはり今、それで言ったように、町民なんか、私も含めて、こんなことを決めたって、ろくに決まっていないうちに、税金だけは取り立て、医療制限だけはされるということで心配しているのですけれども、これについて答えられる範囲で教えてください。参事、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

広報だけでなく説明会も開催をということでございますが、これにつきましては、担当部署を含めてよく検討してまいりたいと存じます。

それから、広域連合の議員の関係でございますが、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど渡辺議員の……

〔「うちの町長、議員だよ。なっているでしょう」と言う人あり〕

○参事（新井敏彦君） 議員にはなっておりません。

〔「いや、広域議員の、町村の議員になっているでしょう」と言う人あり〕

○参事（新井敏彦君） いや、広域連合の構成員ということで各市町村がなっておりますが、議員にはなっておりません。また、それは後ほど渡辺議員にご報告……

〔「それも含めて町民に知らせる必要があると思うのですよ。これだけの人数しかね、いない中で決めていくということは本当は国民本位じゃないからね」と言う人あり〕

○参事（新井敏彦君） 後ほどご報告させていただきたいと思っております。

それから、これから新しい制度が4月1日から始まるわけでございますが、一応そういった制度を施行していく中で、いろんな面で改善点とかそういうのが出てくると思っておりますので、その辺につきましては、先ほども申し上げましたが、広域連合のほうに町としても要望あるいは意見等をよく申し上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今までずっと、新聞の切り抜きやいろいろな、医療生協で配った、秩父生協病院から配られたピラとかいろいろとっております。その中で、どうしてもこの席で言わなくてはならないことがあります。それは、なぜこういう問題が今後、後期高齢者医療保険なんかということができた

かについてちょっと言ってみたく思います。

ちょっとお待ちください。いっぱいピラがあるので、何からしゃべっていいか。ちょっとお待ちください。私が言いたいのは、今、今度の国会解散になればどうなるかということについてちょっと言いたいと思います。まず、大企業や……

〔「問題だよ」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） ちょっと待ってください。今、後期高齢者のいろいろな問題で、新聞の切り抜きをちょっと読ませてもらいます。

後期高齢者医療の導入について、この撤回の行動をしているということで、その中で、医療費の抑制、削減という意味で高齢者医療費を、こういう制度を導入したと。そういうことで、今問題になっているのは、聖域になっている軍事費やアメリカの思いやり予算と、あと大企業に対する法人税の減税、こういう問題をタブーにしておいて、国民にはこういった医療費の制限ということで後期高齢者を導入したと。あと、また今後の問題として、消費税を導入しよう、もっと強くしようという動きがあるということで、私はこれは、こういう問題について国の政治にメスを入れない限り、我々は、国民が死ぬまで働かされ、また年寄りをいじめる、それで子育て支援を削減する、こういう問題につながるということを言っておきます。そこで、ぜひ、この問題を町民とともに、後期高齢者医療、こういう制度を中止するように頑張っていかなければならないと思っています。よろしく、皆さんとともに頑張ることを約束します。

次に、最後の質問とします。次に、インフルエンザ予防接種補助について質問します。風邪の引きやすい時期になりました。中学3年生は受験勉強に精を出す時期であります。子育て支援の一つとして、中学3年生のインフルエンザ予防接種に補助金を出してほしいが、その考えについてお伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

長瀬中学校3年生の生徒数は現在87名です。インフルエンザの予防接種を既に受けた、またはこれから受けようとしている生徒、これは11月末現在で調べたところ50名でした。パーセントにしますと、したがって、3年生のうちの約57%になります。予防接種自体が強制的なものではなくて任意によるものであることから、今までも特に補助の対象としてはしてまいりませんでした。今回ご提案いただきましたことから、実態を調査させていただき、約半数以上の生徒が接種しようとしているということでございます。こんな状況ですので、予防接種の担当課であります町民福祉課とも相談させていただく中で検討してまいりたいと思っております。教育委員会といたしましては、内容が一過性ではないことや任意で行う行為であることなどから、また近隣の市町の動向なども十分考慮に入れまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） この問題について、わざわざ私は今度の一般質問に通告を出したのは、秩父市の議員とあと市民から、秩父市は受験時期の中学3年生について補助を今度から出しますというふうになったので、長瀬でもそういうことを言って、やっぱり風邪を引かないで受験して、精いっぱい勉強できるようにしてほしいということで発言通告で出したわけです。私は、この問題については、たとえ87の中学生というのは、今インフルエンザの予防接種は3,500円くらいすると思うのです。そういう中でちょっと矛盾を感じるのがあるのです。

というのは、ああいう子育て支援の人たちに3,500円の負担をさせるのではなくて、やはり全額、本当なら補助してもいいのではないかと。たった87の子育て支援ですから、少ない中学3年生に。私は、中学校の修学旅行補助の問題は、ずっと前から言っているのは、金銭的にはうんと少ないのです。ですから、そのくらいは違うことから捻出してもいいのではないかと。思って毎回言うのです。今、1番、関口議員が意見を言ったと思うのですが、要するに、今、これからの未来のことについては、子育てにやっぱり一生懸命、少しの金でも援助していくということが大事だと思うのです。それで、聞くところによりますと、インフルエンザの注射は65歳以上から無料でしょう。そうではないか、補助していますよね。私、補助するなど言っているのではないのです。やはり65歳以上から補助するのなら、中学3年生のたった87名の人には補助すべきだと思うのです。秩父市は既になっているのですから。だから、それについて、考え方なのです。今、町が財政が厳しい、財政が厳しいといって、よく見直して、私、何で決算に反対するかというと、見直しがまだまだ不十分だからなのです。だから、これはぜひ参事さんのほうで、町長が帰ってきたらぜひ予算をつけて、来年度からは受験生には補助するようにお願いしたいと。

質問ですけれども、参事にはそのこと、あと今65歳以上からどれだけ補助されているのですか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのインフルエンザに対する補助金についてのご質問でございますが、今年度から1人当たり2,000円の補助とさせていただきます。接種料金は3,500円で、個人負担1,500円ということになります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 予算の関係でございますが、ちょっと今この場ではあれなのですけれども、教育委員会部局とよく検討させていただきまして、今後、その辺についてはよく意思の疎通、それから検討を進めるということで話し合ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 通告順番で質問をいたします。

1番目は、行政改革大綱実施計画の進捗状況について総務課長にお伺いいたします。広報11月号に記載された行政改革大綱実施計画進捗状況の中で、職員の給料、各種手当の見直し額が1年余りで目標額の約2年分減となりました。どうしてそうなったのか、その辺をよく説明してください。

それから、委託業務の見直し、新規目標300万円と書いていますけれども、それから使用料、手数料の受益者負担の見直し546万円、それから未利用財産の処分、賃貸の実施1億50万円の内容について伺います。

また、これまでの実績から考えると、計画期間の満了までに目標値に不足が見込まれる、目標が達成できないようなものも見受けられていたわけですが、これをどのように調整して達成するのか伺います。

以上。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員の給料、各種手当の見直しの内容についてでございますが、当町では人事院勧告に準じて給与の適正化に努めているところでございますが、平成17年度の人事院勧告に基づき給料表を見直したほか、調整手当の廃止に伴い、地域手当が創設されましたが、当町では導入しなかったことといたしました。また、当町の独自策として管理職手当の特例減額を実施し、平成17年度は10%の減額、平成18年度は20%の減額をいたしました。なお、この特例減額につきましては、平成19年度も引き続き18年度と同率で実施しております。そのほか、期末勤勉手当の役職加算率の引き下げ、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当の廃止等により、当初計画策定時より単年度で3,874万円の歳出削減が図られました。

次に、委託業務の見直しの新規目標300万円についてでございますが、新規というのは新たに発生が見込まれる歳出でございまして、これまで道路改良工事等に伴う測量や境界測量等は業者に委託しておりましたが、平成18年度からは測量機器を借り上げ、特殊な測量を除き、職員が行っております。5年間の目標額300万円は、測量機器の借上料で、1年間60万円で5年分を見込んだ額でございまして。なお、平成18年度は測量機器借上料が51万5,000円で、委託した場合の概算設計額2,007万円との差額1,955万5,000円の削減効果がございました。

次に、使用料、手数料の受益者負担の見直し546万円についてでございますが、平成18年度から町営住宅駐車場使用料を徴収するとしたことが主なもので、5年分の歳入見込額でございまして。

次に、未利用財産の処分、賃貸の実施1億50万円についてでございますが、町職員による町有財産管理委員会におきまして、町が保有する土地を個別に利用計画や実態について審議し、未利用や不要と判断した財産について売却処分を行っております。1億50万円は、長瀬地内の宅地165平方メートル、蔵宮団地の敷地1,270平方メートル、岩田地内の畑542平方メートル、清流苑の敷地1,296平方メートル、井戸地内の雑種地271平方メートルの売却見込みでございまして。このうち、平成18年度は、長瀬地内の宅地と岩田地内の雑種地を売却し、1,094万7,000円の収入を確保することができました。

「広報ながとろ」12月号が発行され、議員の皆様は既にいただいているかと存じますが、5年間の歳入確保額、歳出削減額の目標額をそれぞれ1年分として算出した額と、平成18年度決算額から平成17年度決算額を差し引いた額を項目ごとに比較した場合、目標に達しているもの、目標に達していないものがございまして、全体的に比較してみますと、歳入確保額の達成率は58.9%、歳出削減額の達成率は153.2%となっております。限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、今後も一層、職員がコスト意識を持ち、事務事業等について見直しを行い、簡素で効率的、効果的な行政運営を図ってまいりたいと考えております。実施計画の計画期間は平成22年度まででございまして、できるだけ早い時期に実施し、5年間の目標額を達成できるよう、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今お答えをいただきまして、非常に早いペースで進んでいるなというふうに判断ができて、皆さんが一生懸命努力していることは感謝にたえません。

については、この広報を発行してこういうことを町民の皆さんにお知らせをしたわけですが、それについてどんな反応があったのかひとつお聞きをいたします。

それから、あわせて、町有財産の売却で1億500万円の目標ということがありますけれども、これについては、数字の書いている上では10分の1しかまだ売れていませんよと、若者定住促進住宅分譲で売り上げが3,500万ぐらいの金額になるかと思えますけれども、それを差し引いたとしてもまだ6,000万ぐらい売っていくものがあるよということになるわけですが、物をそんなに売れるのかいなということ、この辺の見通しについてお伺いをいたします。総務課長、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 広報紙に掲載した後の町民の方からの反応ということでございますが、今のところ特には聞いておりません。

それからあと、土地の関係でございますが、計画では、18年度につきましては上長瀬、先ほど長瀬の土地と申し上げましたが、長瀬の土地と蔵宮団地の一部廃止している土地の売却を考えておりましたが、蔵宮団地の土地につきましては現在定住促進事業で分譲を申請しているところでございますが、19年度にずれ込んだことなどによりまして、5年で割ってみると減少しているような状況にはなっているかと思えます。大綱の実施計画の中では、先ほど回答させていただきました土地について、面積をもとにこのくらいで売ればというふうに見込んでおりましたが、実際に分譲なりすることになってまいりますと、道路を新たにをつくったりすることによって面積が減ったり、あるいは宅地を売るということで不動産鑑定などもしてみますと、額が契約のときよりも低くなってしまうというふうなこともありまして、また売れなければ収入も上がらないということでございますので、年別の額が達成できないということもあるのかなと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今、売れなければ達成はできないということなのですからけれども、行政改革大綱も町の業務改善の一部だというふうに解釈いたします。計画をつくったのはいいが、計画とおりができませんでしたということでは、つくった計画がおかしいのかなというふうなことになるわけなので、この辺の計画をつくって、数字が出てきたということは非常に前進したことなのですからけれども、この計画を完遂するためにこういうことを、例えば今、未利用財産の売却という計画がありますよということを書いているのですが、今後の5年間の間にどこを売りたいのだとかどう処分したいのだということを広報等に載つけて、町民みんなに知ってもらおう、それからもう一つは、国から払い下げを受けた赤道、こういったものもあるわけです。こういうものがどこどこどこなのだと町民に知ってもらって、買ってもらえる人がいたら買ってもらうという努力をしないと目標が達成できないと思います。目標が達成できないということは、ひいて言っていくと、町がこれから先、非常に不安に駆られるということになるわけです。ですから、その辺を考慮したことで、この大綱実施計画をつくっていることは非常に評価するのですが、中身について、こういうことをもっと皆さんに知ってもらおうということに対してどんなことをやろうとしているのか、あわせてこれは新井参事にお伺いします。

そのときに1つつけ加えますと、歳出の削減は目標に対して35%ぐらい、約2年ですか、の間にできたということで、進みぐあいから考えると3年ぐらいで数字ができるのかということになるのですけれども、一番大きな数字がどうなるのかということが非常に危惧されるので、それを今後どうやってやっていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今後、行革大綱実施計画の内容等についてよく町民にお知らせし、総目標ですか、が達成できるように、具体的に土地等の売却等についても掲載を事前にさせていただいたり、いろんな工夫をしていったらどうかということでございますが、これにつきましては議員ご指摘のとおりだと思います。一応5年間の計画ということで、今一生懸命前倒しにやらせていただいておりますが、当初はこの行革大綱実施計画の目標額につきましては、最初から実現可能な範囲のみに絞り、実施したのでは目標額も小さくなってしまいますので、また財政的にも余り影響が出てまいりませんので、目標といたしましては、なるべく見込めそうなものは多く努力目標として見込ませていただいております。そんな関係でそんな数字になっておりますが、現在計画されている目標以外でも、常に1年ごとに事業等について見直しを行いまして、今後、この計画以外でも新たに実施できるものがあれば、これを追加するなどいたしまして、できるだけ目標の総額に目標量としては近づけるように、今後職員一丸となって努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 2番目の質問に移ります。

町発注の工事について、地域整備観光課長にお伺いをいたします。工事を幾つか、きょういただいた入札結果等もありますが、幾つか工事がやられたり、いろんなことをやっているようですけれども、これの管理監督あるいは検査、これはどのような基準に基づいて実施されていますか。

それから、入札時の指名業者の選定の基準、決定方法についてもあわせてお伺いをいたします。

以上。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 村田議員の質問にお答えいたします。回答の中に総務課の部分がございますが、そちらもこちらで入れさせていただきます。

初めに、町発注の土木建設工事の管理監督、検査の基準についてのご質問ですが、町が発注する土木工事の管理監督につきましては、工事の適切かつ円滑な実施を推進するために、その監督については法令その他別に定めるもの、これは公共工事標準請負契約約款等になりますが、のほかに、長瀬町土木工事監督要綱を定めております。この要綱は、工事監督員の役割、心構え、安全の確保、現場状況の熟知や工事内容の把握等の工事全般にわたり定められている要綱になります。また、建設工事の検査につきましては、検査員が請負人の施工した工事目的物と設計図書等を照合し、確認し、契約の適正な履行を確保するために行う検査で、町では法令等のほかに長瀬町建設工事検査要綱を定めております。具体的には、30万円以上の工事の検査で、地域整備観光課発注以外のは平参事が、地域整備観光課発注の工事は吉沢副参事が町長の命により検査を行っております。なお、30万円未満の工事検査につきましては、各担当課長が検査を実施しております。

次に、指名業者の選定基準と決定方法についてのご質問ですが、長瀬町工事請負等指名競争入札参加資

格に関する規程に基づき、いわゆる指名参加願を町に提出し、町に登録された業者を業種ごとに分け、業者の能力や実績等を考慮しランクづけ、これはA、B、Cを行います。さらに、町が発注する建設工事及び地質調査、測量、設計等の業務委託並びに建設用資材の納入に係る指名競争入札に参加する業者については、工事等の実施額について業者数を定めた基準により、工事担当課長が規定数の業者を選び、指名業者推薦書を作成しまして、参事、課長級職員で構成する指名選定委員会に提出し、説明を行います。委員会では、工事担当課から推薦された業者を指名することが妥当か否かを審議し、出席委員の過半数をもって選定を決定し、町長の決裁により指名業者の決定をしております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 基準等は一応お聞きして、最終的な決定権は町長にあるということで理解してよろしいですね。

それから、工事の発注について全般的なことを総務課長にお伺いいたしますが、今回配られた入札経緯の結果を見せていただきましたけれども、これらについても、9件か何か書いていますが、9件のうち5件は非常に、落札率が90%を超えているような数字です。こういうふうに見ていくと、競争入札が的確に行われているのかなということが非常に疑問になるわけですが、この辺については総務課長はどんなお考えでいるのかお伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 指名競争入札につきましては、先ほどのように町長が指名業者を決定いたしまして通知するわけでございますが、そのときに予定価格というものもあわせて通知しております。予定価格については公表しておりますが、指名業者については入札が終了するまで公表しておりません。予定価格の範囲内でそれぞれ業者が見積もって入札されるわけでございますので、その結果については私のほうからは何とも申し上げられません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） やっぱ、今回配られた資料等を見ますと、非常に高い落札率であるということは、情報がみんなに回ってしまって、この辺の金額で決めようではないかというふうにされているのかということが非常に懸念をされます。ですから、もう少し落札率が改善されるような努力ができないのか、回りくどい言い方になるかもしれませんが、それには予定価格あるいは適切な業者を選び出すという時点で、指名の時点でやっぱりよく物を考えないとうまくいかないのではないかとこのように思います。

これを見てもみますと、町内の業者よりは町外の業者が多いような感じがするものもあるのですが、これは施工業者の能力にも関係することですが、なるべくやはり町に住んでおいて、町に税金を払っている人に仕事をやってもらうということを、優先するという言い方をすると非常に語弊があるかもしれませんが、町に住んでいる人にご協力をお願いするということをよく考えていく必要があるかなというふうに感じますので、この辺のことについて総務担当の参事はどんなお考えだかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

指名業者の決定方法につきましては基準がございまして、先ほど地域整備観光課長からも申し上げたと

おりでございますが、議員のご指摘のように町内業者を育てるという意味は大変重要だと思いますので、その辺も勘案しながら、指名につきましてはいろいろと、合議体の指名委員会でやっておりますが、その辺も含めて選定については考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、4番、齊藤實君の質問を許します。

4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 私は、1年前の12月の議会のときにちょっと質問させていただいた関連のことなのですが、いじめ問題あるいは給食の未納、教員の指導力不足というようなことから前回させていただきましたが、今回はいじめ問題について特に取り上げてみました。非常に形が変わりまして、そしてまた何か陰湿なことというのですか、何か相当ふえてきたということが先日の新聞にもありましたので、その辺をさせていただきます。

いじめ問題について、教育長にお伺いをいたします。2006年度に県内の公立高校で発生した児童生徒による暴力行為及びいじめは、2005年度より大幅にふえて低年齢化しているということが文部科学省の、また県の教育局の調査でわかりました。この問題について、当町ではどのような対応策と指導が講じられているのかお伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田二郎君） 齊藤議員のいじめ問題についてのご質問にお答え申し上げます。

初めに、文部科学省が11月15日、全国で起きたいじめ件数が12万4,898件で、1年前の6.2倍になったと発表したことについて説明させていただきます。この件数の急増の背景には、いじめの定義の変更があります。それまでのいじめの定義は、自分より弱い者に対して一方的な攻撃を継続的に加え、被害者が深刻な苦痛を感じているものということでした。自分より弱い、一方的、深刻なといった3要素を満たしたものとされ、少しでも言い返しなどをしていけば一方的ではないとしたり、散発的で継続的でないものについては、実質的にはいじめと判断されるような件でも、定義からは形式的に外されてしまうという批評がありました。今回の調査からは新しい定義によっておりまして、それは、一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受け、精神的な苦痛を感じているものと変更されたことによりまして、被害者がいじめと感じているかどうか、これをより重視するようになりました。したがって、範囲も広いものになったわけでございます。いじめ件数のカウントは、このように定義の変更によって大きく数字が変わってきたということもございます。

さて、埼玉県ではどうだったかということですが、いじめの件数は3,635件で、前年度1,219件の約3倍となりました。特に小学校では1,425件で、前年度275件でしたから5.2倍、中学校では2,013件で、前年度849件の2.4倍でした。また、内容的には、インターネットを使ったいじめ、いわゆるネットいじめというようなものが新たに出てきて、その対応、つまり学校におきましては、さらに情報モラルの教育に力を入れる必要に迫られております。国、県と来ましたので、当町の件数はどうかということになりますが、この調査におきましては、当町の数字は小学校で1件、中学校ゼロ件の報告で、前年度につきましては、いずれも小中学校ともゼロ件でございました。

次に、どのような対応策と指導をしているかというご質問でございますが、生徒指導上の諸問題に関する指導事項は、日ごろから文書による通知だけでなく、校長会議や学校訪問を通じまして具体的に校長及び教職員に指導を行っているところでございます。それを受け、各学校での取り組みがあるわけでございますが、具体的に中学校の例を紹介させていただきます。長瀬中学校のいじめ問題への取り組みのうち、特記事項として6点を挙げていただきましたので、ご紹介をいたします。1点目は、生徒会活動で、生徒会宣言においていじめを許さない宣言を掲げまして積極的な呼びかけを行っております。2点目は、毎月実施しておりますアンケート調査「今月を振り返って」の項目の中にいじめの項目等も設けまして調査し、実態把握に努めております。3点目は、毎学期ごとにいじめ問題等のアンケートを実施しております、早期の対応に努めております。4点目は、暴力根絶教室というのを、講演会ですが、警察の方にもご協力いただきまして実施し、友人を大切にし、しっかりした人間関係づくりに取り組んでおります。5点目は、人権週間における道徳の授業に人権に関する題材の活用を積極的に行いまして、人権意識の高揚を図っております。6点目は、人権週間において、朝読書を実施しておりますが、このときの内容として、人権作文に関する作文等を活用して、教師による読み聞かせを実施しております。以上のように、教育委員会の指導、情報提供を受け、各学校で組織的に取り組んでいることが大切かと思っております。さらに、いじめ根絶に向けて、いじめはいつでも、どこでも起こり得るという危機意識を持った体制づくりに取り組んでまいっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） いろいろ調査していただきまして、ありがとうございます。私が思ったとおりのことなのですが、いずれにしても、埼玉県で特に多いのが低年齢化しているということが一つの問題点だったのです。非常に今までと違った方法でいじめがあるというのが問題のことです。これは本当にささいなこと、今、簡単に言うと冷やかしたとか、あるいはまた仲間外れだとか、集団的にちょっとやるといふ、何か細かいことなのですが、その辺からいじめが入っているということと同時に、今回の一番の問題点は、パソコンあるいは携帯電話等で中傷する、それでその中でいじめをする、そうすると、どうしても携帯の場合は見ると、見ていろいろなことが入ってくるということになりますと、その辺が非常に問題なのだというのが今回の一番の指摘されたことなのです。それで、インターネット等のことで、合成された、例えば同級生の写真がいろんな形でまた載っていたというようなこともあるのです。そういうことが今回あったので、非常にいじめが多くなったという、先ほどの説明でわかるのですが、内容については非常に複雑になったというのですか、細かいことが重なった中のということ、非常に今の教育長さんの説明でよくわかりましたが、その辺について、携帯を小学生あるいは中学生がどの程度持っていらっしゃるのか、ちょっと把握できておりましたらお願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 齊藤議員さんの携帯の所有者はどのくらい子供たちにいるかということでございますが、先日調査いたしましたところによりますと、小学校の場合ですと、1年生から3年生までは比較的少ないといえますが、余り例がないようでございまして、4年生以上について調査いたしましたら、第一小学校の場合には、4年、5年、6年生で生徒が165名おりますが、そのうち34名が持っておりました。パーセントにすると20.6%になるかと思っております。それから、第二小学校のほうは、4年生、5年生、6年生でトータル68名ですが、そのうち10名、パーセントにしますと14.7%になるかと思っております。そして、

中学校ですが、これは1、2、3年とも、各学年ともそんなに比率は変わらないで持っているようでございまして、生徒数が239人中、携帯を自分の持っている者が152人でした。したがって、63.6%になりましょうか、こういったような数字でございました。なお、パソコンにつきましては、中学生239名中、自分で使えるというのが131名、54.8%の生徒が持っているという、そういう実態がわかりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） ありがとうございます。こういうのを悪用しないように、悪いほうへ使わないで、いいほうに使っていただけるような指導をしていただければと思います。

それから、この前お話しした、ちょっとこれは通告にはなかったのですが、教員の、指導力不足の先生が多いということをお前、12月の議会のときに言ったのですが、その関連なのですが、当町では、何か聞くところによりますと、何かちょっと、第一小学校あたりで何かあったというような、指導力の足りない先生が何か体に傷をつけたようなお話を聞いております。これはうわさなのですけれども、私は事実をちょっとつかんでおりませんが、その辺をちょっと今お聞きをしたいと、何かあったのならあったということでお話をいただければありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 齊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

これは、第一小学校で体罰が実はございました。それにつきましては、授業中に、図画工作の時間で彫刻刀を初めて使う授業があったわけですが、その彫刻刀の使用法ですか、それについての指導をしている段階で、なかなか児童が従ってくれなかったというのでしょうか、それで持ち方等もやらせてみたら、指導しているのに従ってくれていなかったと、そういったことから、ちょっと指導しながら、ジャージの上から彫刻刀の刃のほうでちょっとつついてしまったということがあったわけでございます。

この点につきましては、本当にあってはならない重大なものと受けとめておまして、県のほうにも報告して、その対応に今当たっているわけでございます。第一には子供たちのケア、それから授業を正常に行っている、そのことが一番大事なことでございますので、それに向かって今対応しているところでございます。保護者の皆さんには、該当の児童が4年生だったということもありまして、4年生の1組、2組の保護者の皆さんには実情を報告いたしましてご理解いただき、その後、学校でのいろいろ調査をしたり、保護者の皆さんの、この件だけではなくていろいろの要望等も聞いて、それに対応すべく、学校評価というのを外部の方にお願ひしまして、その集計をし、それで学校として取り組むべきことについては取り組むということでやっております。もちろん、教育委員会が一番の責任ですので、一緒にこのことに取り組んでおります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 4番、齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 今、大変、先生が暴力というか、そういうもので、傷をつけたということについては非常に大変なことなのです。暴力というか、はたいたのとはわけが違ひまして、道具でやったということ自体がちょっとおかしいと、異常だと、どう間違ってもやることについては許しがたいということの認識のもとに、その先生が以前にも何かあったというお話も聞いております。首を絞めたとか、そういう問題について、もっときちっとした、教員の指導力のない先生については、町として、教育長としてはきちっと対処してほしいというのをちょっとお聞きしておりますので、その辺も含めたご回答をいただきたい

と思うのですが、いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 齊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

本当にこれはあってはならないことで、こういう教員を教壇に立たせるわけにはいかないという、そういう気持ちでおります。ただ、教員の任免につきましては町の教育委員会にはございません。県のほうでということなので、そちらのほうの指示を待つということにはなっておりますが、これは本当に、多少、よく手が出たとかというような話がありますけれども、刃物でというのは、彫刻刀とはいっても、刃物でやってしまったというのがこれは重大なことでして、それは重く受けとめておりまして、個人的にはもうこのような、置いておけないという、そういう決意をしております。

以上でございますので、その辺のところ、任免権はここにはありませんので、県のほうにということになってしまうのですが、なお現在は、その教員、ちょっと大分落ち込んでしまいまして、病気ということで休んでおりまして、これは休ませたのではありませんで、本人が本当にそういうことでございまして、その筋のお医者さんにかかってという、そういう状況になっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず第1に、上長瀬周辺の駐車場確保についてでございます。国道140号から上長瀬駅前に入る道路の完成も近いようです。これが開通されれば、大型バスの乗り入れも増加するのではないかと考えます。そこで、駐車場確保の見通しは立っているのかお伺いいたします。

また、この道路の進捗状況についてもあわせてお伺いいたします。これは前回でしたか、町長の答弁ですと18年度中にできるというお話をいただいているわけですが、その後どうなっているかお聞きしたいと思います。地域整備観光課長、よろしくお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、まず道路の進捗状況でございますが、国道140号線から上長瀬周辺の観光地に行く道路については、上長瀬の新井園と小林石材店の間の県道上長瀬停車場線を利用し、秩父鉄道の踏切を横断していますが、国道140号線から上長瀬までの一部は道路幅が狭く、特に大型観光バスの通過については、進入角

度が鋭角なため、非常に危険な場所となっております。また、秩父鉄道の踏切についても幅が狭く、道路部分が急カーブしているため、大型車が旋回するのに危険な場所となっております。このような状況を改善するため、町では埼玉県に県道上長瀬停車場線道路改良の要望を行ってまいりましたが、県担当者にお聞きしたところ、140号線の進入路付近の地権者の理解等が得られず、なかなか事業が進まないで休止とのことでした。町では、早期に道路の危険を回避し、交通の流れをよくするために埼玉県と協議を重ねた結果、町道を新たに建設し、県道にジョイントさせ、ジョイント部分から駅側を県が整備することとなりました。それにより、国道140号線から県道上長瀬停車場線までの間を町道幹線4号線の延長道路として、幹線9号線の新設事業を平成16年度より進めてまいりました。本年度に事業が完成し、供用開始できるよう現在工事を進めているところでございます。

さらに、この事業とともに、秩父県土整備事務所の協力を得て、県道用地の確保できている部分と踏切の拡幅工事を行うため、事業を進めていただいております。これにより、町道幹線9号線から上長瀬駅までスムーズに通行が可能となりますが、現在、県道用地の一部が確保できていない場所があるため、一部ボトルネック、これは途中が狭い状況ですが、となりまして、少々不便ですが、今年度の事業で進めると聞いております。県道の前後が拡幅されますので、従来より通行が緩和されるという予定でございます。町といたしましても、県道の早期改良ができ、危険な箇所がなくなりますよう、県土整備事務所に協力しているところでございます。

また、進入道路が拡幅し、大型観光バス等の増加が想定され、駐車場の確保の見通しとのご質問ですが、現在では養浩亭の隣に私設の駐車場が1カ所ある状態でございます。行政としての駐車場の整備計画はございませんが、今後の車の乗り入れ状況によっては、地域の状況等も考慮し、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今年度中にでき上がるというお話をいただきました。私も行って見たのですが、上長瀬の駅前、本当にすばらしい道路ができました。もう長瀬町ではあれほどすばらしいところはないのではないかとこの道のできています。

踏切の手前、駅のほうの手前ですか、あそこが多分地権者からの理解が得られていないということだと思うのですが、行ってみますと、地権者もあそこをやっていただいたほうが、その奥に入るのに非常に得なのではないかなというような思いがしたのです。それでもやはり地権者が何か理解をしてくれないということ、これが非常に私には不思議なのですが、これにつきまして、県のほうでは全く、地権者との間で理解をしていただけないという、しかし、平参事が行かれて、そのあれが少しほぐれてきたというのですか、ようなお話をたしか議会のときに町長が、今年度の3月議会のときにされているのです。それですので、何とか今年度中に目鼻が立つのかなと思ったのですが、そのところ、平参事、いかがなのでしょう。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、大澤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度中にでき上がるというお話、課長がしたと思うのですが、今年度中にできるのは町道部分でございます。県道につきましては、お聞きしたところ、来年度、踏切の設計、あわよくば踏切まで工事に入ると、そういうことをご理解していただきたいと思っております。来年度、国道側の県用地につきましては改良工

事をしていただくと、こういうことははっきりしております。それから、地権者が得かどうかというのは、地権者の考え方もありますので、何ともお答えできないところでございます。

それから、地権者のほうの交渉が県のほうがしているのかどうかということですが、県とはちょっと、交渉は一度もしておりません。町と地権者で交渉しております。今のところ、町からの交渉の段階では、そこにちょうど町の廃道敷があるのです。廃道敷とその部分で交換していただけないかと、価値の問題がありまして、町のほうがちょっと価値が低いのです、廃道敷でちょっと使い物にならない部分がありまして、その辺の今交渉しているところで、不動産鑑定をとりまして、そちらのほうに、地権者のほうに今お示ししてありまして、後日伺って、それでよろしければ合意ができると、今そういう段階でございます。大分地権者のほうも理解していただきまして、譲ってはあげるよというお話はいただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 平参事が非常にご苦労されているというようなお話を伺っております。そういった中で、だんだんよい方向に向かっているということで、これは本来でしたら、県道ですので、県のほうでやっていくのが筋ではないかなと思うのですけれども、県のほうがそういう状況にないということで町のほうでやっていらっしゃるのだと思います。

それで、町道のほうは今年度に完成するということですね。そうなってきますと、やはり車の通行量といいですか、観光客も多分見込みとしてはふえることが想定されるわけですが、そういった中で、養浩亭さんのところの駐車場はそれほど広くはありません。これだけで果たしてその需要に足りるのかという、だから、道路はできてお客さんがどんどん入ってきたけれども、駐車場がないということで非常にお客さんが苦慮されるのではないかなと思うのですけれども、これに対して町のほうはそれなりの努力と申しますか、しているのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 先ほど課長のほうからも申し上げたとおり、道ができた段階で車の乗り入れ状況がどういふふうに変化するかというようなことで、行政として駐車場が必要かどうか、長瀬町においては、いわゆる公共の駐車場よりも民間の生計を立てている駐車場が多いものですから、果たして上長瀬に公営の駐車場がマッチするかどうかというようなことも考えられますので、今後の車の状況を考慮に入れて総合的に判断をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 平成17年度の9月議会でしたか、梅村議員さんがこれに対して質問しているのです。その中で、駅前を行って丁字路になったところに2,000坪以上の土地があるということで、これが何とか目鼻がつきそうですよというようなお話をそのときにお聞きしているわけです。それですので、何とかあそこがなるのかなという思いで今までいたのですけれども、全然以前と変わらない状況にある。そのところで、町のほうで、ただいま公営でなくというようなお話ございましたけれども、町でやってくださいということでなくて、地主さんのほうにぜひ、そういう駐車場、業者ですか、そういうことをやってくださいというような、そういうお願いをしているかどうか。

それから、あそこは氷屋さんがちょうど国道のところ面にありまして、あそこが時期には、もうシーズンにはすごい渋滞が今でもするわけです。それに伴う、またあそこが通行が可能ということになりますと、そちらとの関連も出てくると思います。そういった意味で、もっと早くからそちらのほうのことも

町のほうとしてやっていかないと困る事態が起きるのではないかと非常に心配をしているところなのだと思います。けれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えさせていただきます。

平成17年の9月議会で、丁字路というのは、上長瀬の1号線を下がったところの丁字路の右側のお話だと思うのですが、その地権者につきましては、駐車場だけでなく、公共の用としていろいろ貸していただけないかというようなお話を再三申し上げているのですが、地権者の性格というのですか、心変わりが多いというのですか、毎回行ってみますと話すことが違ってしまいまして、なかなか取っつきがつかめないというのですか、交渉する段階までいかないうちに違う話になってしまうものですから、進展は全然しておりません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 非常に土地を期待はしていたのです。ともかく、大型バスが入るようになると思うのです。そうなってきますと、あの辺を一带見回してみてもあそこしかないのです。それですので、何とかあそこがそういうような状況になってくれると、上長瀬の発展のためにもいいかなという思いがしております。本当に、桜のシーズンですとか、あと紅葉のシーズン、きっとあそこは今まで以上の交通渋滞が起きるのではないかと思います。しかし、その駐車場が今現在白紙の状態であるという、そういった中で、もし、でしたらば、以前からそういう話は出ていますけれども、南桜通りをそのシーズンの時間帯だけでも遊歩道にして、車を一方通行にするとか通さないとか、本当に通っていただかないほうが観光客にはいいわけですが、何かことしこそ、来年度、来年の4月に向けて、開通された時点でその施策を講じていただきたいと思っております。多分、町のほうにもどうしようもないよというような意見が出てくると思うのです、そのシーズンになりますと。その前に町のほうとして何か手だてをしていただきたいと思っておりますので、そちらのほう、よろしく願いいたします。

続きまして、2番のほうに、このままいってしまっていていいわけですね。

○議長（大島瑠美子君） はい、いいです。お願いいたします。

○7番（大澤タキ江君） 続きまして、後期高齢者医療制度についてご質問いたします。

来年4月より、後期高齢者に保険料を支払っていただく制度が導入されます。しかし、減免措置される対象者も多数いるのではないかと考えます。また、医療費抑制のための諸事業も組み入れられるようです。これらに係る費用も増加するものと考えますが、どのように対応していくのかお伺いいたします。町民福祉課長、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 後期高齢者医療制度についてのご質問でございますが、保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、所得割額と均等割額の合計が賦課されるものであり、減免については、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者の均等割額の減額及び災害などによる徴収猶予、減免が規定されています。保険料の賦課額及び軽減額を広域連合で試算したところ、対象者の約45%の方が軽減対象となるようでございます。なお、この試算については、被用者保険の被扶養者の軽減分は把握できないため、含まれておりません。これらの軽減した保険料については、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り入れすることになっており、この特別会計への繰り入れた額の4分の

3については県が負担することになっております。また、医療費抑制のための諸事業については、被保険者の健康増進のための健康診査を市町村への委託事業として行う予定としており、長瀬町においては平成20年度から実施される特定健康診査と同様に実施してまいります。

現在は来年度当初予算編成を行っている段階ですが、これらの後期高齢者医療に係る費用の増加については、老人保健制度の廃止に伴う費用減があるため、純粋な費用増とはならない見込みでございます。しかしながら、広域連合における経常的な経費については、構成各市町村とも財政状況が非常に厳しい状況であることから、経費の削減等についてさまざまな機会を通じて広域連合へ要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 後期高齢者に関する質問は、先ほども10番の議員さんからありました。私の手元にも、こちらに後期高齢者のあれが非常に高齢者に負担を押しつけるものだということでいろいろなチラシが来ています。このチラシが、町民、結構皆さん読んでいます。このチラシを読んで、すごく、本当に高齢者の皆さん不安に感じています。

それで、私もご近所の皆さんからいろいろな質問を受けるのです。例えばひとり暮らしのお年寄りで、80歳のお年寄り、1人で暮らしていて、今までは国民健康保険に入って、均等割、所得割、それから平等割、それから資産割ですか、その4つのあれで国民健康保険が来ていたわけですが。それが今度は、均等割と所得割のみで80歳の方に後期高齢者の保険料が課せられるということで、そうすると、その80歳のお年寄りが言うのに、国民健康保険のほうにもお金を払って、後期高齢者のほうにもお金を払うのですかというお話、この間質問されたのです。いやいや、そうでないと思いますよという話をしたのですけれども、こういった場合には今までよりも保険料が低くなるわけでしょうか。80歳の方で、自宅と、住んでいる下が自分のものということで生活している方が、今まで4つの方式でやっていたわけですが。それが今度は2つになるわけですが。そうすると保険料が低くなるということでしょうか、ちょっとそれをお聞きします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 後期高齢者の80歳の高齢の方ということでございますが、今まで国保ですと、今大澤議員さんがおっしゃったように4種類でかけておりましたけれども、今度は所得と均等割額だけになります。所得割が所得の7.96%、それから均等割が4万2,530円となるわけなのですが、単身でございますと、所得が国民年金だけということになりますと額が少なくなりますので、多分7割軽減の対象になると思われまます。普通の公的年金収入で、例えば奥さんと2人でということですので7割軽減になりますので、均等割額は1万2,750円、4万2,530円の7割軽減ということですが。所得割のほうは出ませんので、それだけになりますから、国保に今まで入っていた方の場合、今までは資産割というのもありました、平等割もありましたし、ですから少なくなると思われまます。そういう方が、先ほどちょっと答弁の中で申しましたけれども、今の試算ですと45%おります。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） そういったことが、町のお年寄りが全く知らないわけですが、わからないというのですか。先ほど10番の議員さんがおっしゃいましたけれども、やはりそういった細かい部分をお年寄りに知らしめる必要があると思うのです。チラシ、広報で説明をしましたよというお話がありましたけれども、

町のほうでそういうお年寄りを集めて説明をしていただきたいということを、私もそれをぜひ要望したいと思います。

それから、ということは、今度は国保のほうが大変になってくるわけですね、そういう方たちが今度国保から抜けるわけですから。そうなりますと、当然、今度は国保のほう、町もやっていけなくなってくるというような状況が出てくると思います。そうなりますと、一般財源から国保のほうにお金を持ち出さなければならないというような状況も出てくる。以前いただいたあれでいきますと、将来的には医療費の軽減効果が期待されて、町のほうにも大きな恩恵を受けることになりますよということが書いた文章を以前いただいたのですけれども、決して私は恩恵を受けるのではなくて、かえってこれは大変になるのではないかと考えているのです。国でやることですから、本当に反対はできないかなという思いはしていますけれども、しかし、やはりそういう大変なのだよということももう言っていかなければいけないと思っています。これにつきましては、いろいろな問題が今出てきているわけです。特定健診の話も出ました。あと、お医者さんも大変なようです。特定健診が今度入ってくるということで、かかりつけ医の問題ですとか、いろいろな諸問題が出てきているのです。そういうことをもう少し町民も知らなければいけないと思うのです。声をやはり大にして、国のほうにこれでは私たちも大変ですよということを言っていかなければいけないと思うのですけれども、それより前に、もう始まっているのですか、毎月、課長さんたちを集めて講習をやりますよというようなお話を聞いています。こういうときに、上からおりてきたものをそのまま、ああ、そうですかと聞いてくるのではなくて、本当に町民が大変な思いをしているのだということをぜひ言っていきたいと思うのです。

そういった中で、私、さっきちょっと質問を、1番のほうの質問の中でしそびれてしまったのですけれども、もう少しやはり、2番の議員さんが先ほど言っていました、見直しをするべきところもあるのではないかなというようなお話がありました。ただ単に国保を上げれば済むという問題ではなくて、ほかにまだ努力をすれば何とか財源が出てくるのではないかなという思いがしております。これは1番の質問の中で言おうと思っていて、ちょっと言いそびれたのですけれども、先ほどの9号線の問題で、前回、今回も出ていますけれども、入札の問題、これが本当に入札が、さっき2番さんが言っていましたけれども、前回、18年度の9号線の道路の新設工事が、町のほうの予定価格としては900万台あったものが、落札したのが763万円で落札したと、随分これは、130万ということはどのくらいのあれになるのでしょうか、頭が切れたのでしょうか。今回は、1,100万のところを本当に1,090万と、10万円しか差額がないのです。だから、こういう入札の問題なんかも本当に、もう少しずっと細かく見ていきますと、すごく落札率が低いこともあるし、もういっぱいいっぱいでおけるとい、そういうような状況もあるわけです。もう少しこういうところにも努力をして、なるだけ町民の負担にならないような、そういう施策を講じてもらいたいと思っております。

本当に、後期高齢者の問題は、これは大変問題なのです。渡辺議員さんではないですけれども、国のほうに撤廃を訴えたいというようなお話ですけれども、本当にそういう声が増分上がっています。今後、この後期高齢者の問題が入ってきて、生活ができないというような家庭が出てくるのではないかと考えています。今度、これは天引きになるわけですから、嫌でも払わざるを得ないというような状況で、どうしても払わざるを得ない、そういう状況の中で生活ができなくなってしまった、そういう家庭が出ると思います。そういうところは試算しているのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 先ほどの保険料の軽減に伴っての年金の生活の関係でございしますが、一応、法律では年間18万円以上の年金がある場合はそちらからいただくということになっているわけなのですが、介護保険のほうもそういうふうな状況になっておりまして、両方を足していただく年金の半分以上にそれがなる場合は年金からの天引きはしないということになっておりまして、普通徴収の方法ということになっております。数字的には、生活がすぐ大変になるという方の数はちょっと出しておりませんし、国の方も今そこら辺は出していないようですけれども、私たちも県の会議などがありますときに、いろんな面で制度についても、今までも質問やいろいろ要望させていただきましたけれども、これからも引き続き国に対して要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 先ほど、こういうチラシを皆さんがよく見ているというお話を私しました。これを本当に見ると、もうともかく悪いことばかり書いてあるわけなのです。そういった中で、本当にお年寄りがこれを信じてしまって、もうこれでは困った、困ったというような状況でいる方が大分いらっしゃいます。そういった中で、ぜひ正確な情報を町としてもお年寄りにしていただきたい、それからまた一般町民に対しても、国保の関連で、こういう状況で、多分これは私、国保も上げざるを得ないような状況が近いうちに来ると思っています。そのときに果たして皆さんにご理解がいただけるかという、本当に不安があるのです。ですので、私たち議員もそうですけれども、本当は私たち議員が一番しっかりしなくてはいけないのですけれども、町民に対して、こういう状況なので、ご理解をいただきたいというような、そこまで私たちがしっかりした姿勢で町民に臨んでいかなければ困るなと思っています。いずれにしても、国民皆保険が崩れてこうとしている中で、ぜひこの制度だけはこれから守っていただかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（大島瑠美子君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私の質問は、先日、宝登山の伐採跡地の百年の森づくり植樹祭が行われました。今後、町としては、県造林伐採跡地について、それをどのように観光振興に結びつけるのかという施策がありますかどうか、それが1つ。

それから、宝登山の開発が観光振興の一環として行われるのであれば非常に重要な位置を占めるものと思います、これは将来に向かってですけれども。長瀬という有名ブランドを維持するためには思い切った観光振興施策を講ずるべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。町長に質問したわけですが、職員の立場で答弁できる範囲で結構でございますので、ひとつお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 梅村議員のご質問にお答えさせていただきます。

町長として、原案というか、原稿をちょっと用意してありましたので、ちょっと読ませていただきたいと思います。10月28日、日曜日に宝登山県造林伐採跡地を利用した長瀬宝登山百年の森づくり植樹祭が開催され、

子供から高齢者の方、また一般の参加者を含めた約450名の参加者を迎え、山桜、イタヤカエデ等約10種類、約850本の苗木を植栽することができました。長瀬の観光は宝登山からと以前より申し上げてまいりましたが、その第一歩として今回の植樹祭が成功したことは大変喜ばしいことと考えております。

また、町としての施策、計画ですが、平成19年度より新たに県のほうでロープウエー右側の約4.5ヘクタールを伐採する予定でありまして、その伐採跡地を利用し、順次植栽を実施し、宝登山が今以上に美しく、長瀬町へ四季を通して観光客の皆様に来町していただけるよう計画を進めていければと考えております。現在、花の里では、花の里実行委員会を中心にボランティアによるハナビシソウ、キバナコスモスを主体に取り組むとともに、野土山の遊歩道へアジサイの植栽も今年度行っております。また、権田山の観光協会が、桜と松等を守る会の協力を得て補植及び下刈り等を行い、山桜を育てていただいております。次に、毎年観光協会で行っております通り抜けの桜及び月の石もみじ公園のライトアップ、さらには地元と整備した蛍の里を初め、宝登山の臘梅園、梅百花園、宝登山神社、旧新井家住宅、郷土資料館、名勝天然記念物長瀬など、いずれにいたしましても、観光の拠点は数多くありますので、これらの観光を拠点とし、最大限活用し、今以上に発展させることが必要と考えております。今後も、皆様のご意見等を賜りながら観光振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、町長の答弁を読んでもらったようなのですけれども、何回か質問する中と全く同じような答弁でございますけれども、今回の質問については、私は全く、ちょっと観点を変えた質問に入っていこうかと思えます。

これはこの次の質問の中にも出てきますけれども、合併という問題の中で、長瀬という名前を我々は固持してきた、やっぱりそういう長瀬というブランド名というふうには当時は言っておりましたけれども、今もそうなのでしょう。そういう中で、合併が失敗をした、不調に終わったという一つの要因になったことは、これは否めないと思うのです。私はそういうふうと考えております。

それで、長瀬という一つの名前をこれからも要するに守っていくのだからということが長瀬観光とどうかかわり合いがあるか、つながりがあるかということをはっきり述べたいと思いますけれども、要するに、長瀬という一つのブランド名が長瀬町の発展にどれだけ寄与しているかということ、私が常に申し上げている費用対効果という問題もあります。今度の階段の工事の問題もあります。そういう中で、私がなぜこういうふうには思い切った観光振興策を講じたらいかがですかと言ったのは、宝登山という一つの山が、全山とはいかなくとも、除く場所もありますから、相当の部分で古木を切って、いわゆる観光資源にしようといったときに、ある方がその問題についてちょっと、これをやった主催者側の方なのですが、あそこは観光目的ではないよ、自然体験を守るのですよという言い方をしたから、いや違うでしょうという議論をしたことがあるのです。でも、今の答弁ですと、やっぱり観光の重大な施策であると、重要な施策であるというふうには今町長は答弁されておりますから、それは非常によろしいのでありますけれども、私が言うのは、今長瀬町がどういう立場に置かれているかということ、それが長瀬観光というものが救世主になるかならないかという、それで観光立町としての長瀬、ブランド名を大事にするための長瀬、そういうものが今必要ではないかなというふうには私は考えております。長瀬観光というものが、長瀬の経済の中心をなすぐらいの振興ができれば私はいいと思うのです。なるがゆえに、ブランド名としての長瀬が生きてくるのだろうと、それにこだわる必要がなかったのではないかという結論に達すると思うのですが、どなたでも

結構ですから、ちょっとそのことについてお答えください。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） お答えをさせていただきますが、ちょっと難しく、行政としてどういうふうにするのだということであれば、宝登山の観光ですか、を拠点に、伐採が始まったわけですから、観光にマッチした植栽をしていきたいとは思っておりますが、観光が長瀬の救世主になるかどうかという難しいお話になりますと、私のほうからちょっとお答えできないのですけれども、個々の質問でしたらお答えできますので、個々の質問でひとつよろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 町長ですと恐らく答弁するだろうと思うのですけれども、責任者でありますから、恐らくそれなりの答弁は必ずすると思います。

そういう中で、私が思うのは、長瀬という地名を、住民の方に聞きますと、どこへ行っても長瀬という、この間は九州へ行きました、こう言うのです。そうしたら、皆野町はわからないけれども、長瀬はわかりますよと言ってくれましたから、そういう名前が、我々はいわゆる長瀬という名前を残してほしいということだというふうな方が多いのです。東京へ行きました、関東近辺で全部わかりますということが。私が思うには、町長がないから、これは質問はしてもしょうがないのだけれども、私の考えとしては、そういうブランド名が、果たしてそれが住民全体のための一つのいわゆる糧になるのかどうかということになると、私はあながちそうではないと思ったのです。

というのは、住民全体の中で長瀬町という名前を残すことが本当に大事だったのかということになると、過去を振り返る形になりますけれども、やっぱりそういうあれはないような気がするわけです。それは次回でも、また町長、元気で見たときにあれいたしますけれども、これぐらいでとめておきますけれども、それと、あそこは今、右側を伐採すると4.6ヘクタールですか、伐採するということですが、ケーブルが真ん中にあります。あれは、あそこを両方してしまっ、風とかなんとかということは全く問題ないということなのですか。私の全く素人考えで、あれはあんな殺風景になってしまっ、横風が当たるのではないかなと思うのだけれども、そんなところはどうかのですか。非常に小さな心配ですが、

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） お答えさせていただきます。

4.6ヘクタールの伐採につきましては、先ほど課長が言ったとおり、今年度、来年度で伐採するわけですが、ケーブルの下につきましては何メートルというので切れないのです。高架下というのかな、ちょっとわからないのですけれども、伐採できない部分もありまして、その横を切ってしまうわけですから、確かにケーブルに風が当たって大丈夫かどうかというお話が四季の丘の植栽計画委員会の中でも出たわけなのですが、今のところは特に問題ないだろうと、その中にも宝登興業さんという、ケーブルで営業しています社長さんもメンバーの中へ入っていますし、かつてのそこの社長さんもメンバーに入っていますので、そんな、確かに風で大丈夫かというようなお話は出ましたけれども、特に強い問題があるだろうというようなお話はありませんでしたので、事務局の方は特に問題ないのかなという考えではあります。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 次にいきます。

次の質問は、来年度予算編成と中長期財政計画について、まず平成20年度の予算編成に向けての基本的な方針と重点施策について伺います。

2番、皆野町との合併が不調に終わり、はや2年過ぎようとしております。今までも機会あるごとに中長期における財政シミュレーションの作成を求めてまいりましたが、いまだ提示されておりません。また、確然たる答弁も得ておりません。実質公債費比率のランクづけ等によって、町民の不安は増大するばかりです。その不安を払拭するためにも中長期財政計画の策定が必要であると思っておりますが、考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

平成20年度の予算編成に向けての基本的な方針につきましては、当初予算の編成に当たっての基本的事項を11月に予算編成方針として職員に示しております。主な内容は、行財政を取り巻く厳しい状況を十分認識し、職員一人一人が危機感と経営感覚を持って知恵を絞り、新しい発想による歳入確保のための取り組みやコスト削減を行うとともに、総合振興計画に掲げられた5つのまちづくりの基本理念に基づき、多様に刻々と変化する住民の声をしっかりと受けとめ、限られた財源の中で行政課題に取り組み、行政サービスの維持向上に努め、予算編成に反映させるよう通知したところでございます。重点施策といたしましては、生活環境基盤としての道路整備を今後も進めてまいりたいと考えております。また、教育施設の整備や観光の充実、福祉行政など、町民の生活向上に直結する事業を重点施策として考えているところでございます。さらに、歳入面でも、公有財産の有効活用を初め負担の公平性の観点から、町税の徴収率向上と差し押さえなど滞納処分も重点施策としてとらえ、自主財源の確保に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

なお、平成19年度個人県民税調定収入状況調べによりますと、平成19年11月10日現在の現年課税分において、収入歩合順において長瀬町が埼玉県第1位となりました。これも、住民の皆様のご理解またご協力のたまものとあわせて、担当課の日々の努力の結果として高く評価しております。いずれにいたしましても、大変厳しい社会情勢の中での予算編成になりますので、議員各位におかれましても引き続きご指導、ご協力をお願いする次第でございます。

続きまして、中長期財政計画についてのご質問にお答えいたします。シミュレーションにつきましては、埼玉県では平成17年3月、合併特例法の特例を受けることができる期限が終了したことにより、市町村ごとに財政シミュレーションを作成いたしました。この中で、平成18年度から赤字になる団体として長瀬町ほか1団体があり、この結果を受けて町独自でもシミュレーションを作成いたしました。県の試算と同様に平成18年度から赤字団体になる内容のものでございました。このシミュレーションにつきましては、議員各位及び財政健全化対策委員の皆さんにも配付し、町のホームページからも閲覧、プリントできるようになっております。実質公債費比率につきましては、財政状況を分析する上では大事な数値ではありません。しかし、当町における多くの財政指標のうちの一つでございますので、確かに苦しい状況ではありますが、この数値だけをもって財政状況が悪いと判断を下すには問題があると考えております。

中長期財政計画の策定が必要とのご提案でございますが、自主財源の根幹をなす町税は、景気回復が大都市に限られている状況の中では収入の伸びは見込めず、また地方交付税や臨時財政対策債におきましても国における総額が減少しており、主要な一般財源の確保は今後ますます厳しくなるものと考えられます。一方、歳出面では、少子高齢化の進展による保健、医療や福祉での制度改正など、扶助費等の義務的経費や各種施設の維持管理経費、教育施設の耐震補強や大規模改修経費の増加が見込まれております。また、円高や原油等の原材料の高騰により、企業の経営改善には不確定要素が多い中で、景気の先行きを見通し

て町民の不安を払拭できるような長期的な財政計画を策定することは困難な状況にあります。今後も、事務事業の総点検による継続的な見直しを行い、行政改革大綱実施計画、財政健全化対策委員会からの答申を着実に実施し、財源の確保と歳出削減に取り組むとともに、限られた財源を真に必要な施策に重点配分し、行財政運営に取り組んでいくことが当面の課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の、これは町長の答弁でしようけれども、何回かこの問題についても質問したのですが、大體似たような質問が、議事録をずっと調べてまいりますと、どうも町長も自信がないような答弁の仕方をしたり、いずれにしても、確然たるという表現をしたのはそういう意味でありまして、はっきりした答弁をしてもらっていないということでもあります。

中長期にわたるシミュレーションがちょっと不可能であると、ちょっと難しいのではないかという質問がありますけれども、1つの例を申し上げます。これは皆さん、恐らく職員であればほとんど知っていると思うのですが、北海道のニセコ町、ここで、4,500人の町です。5カ町村の合併が失敗に終わって、単独でやっているわけです。その単独でやっている中で、これはどうも合併できないだろうというときに、もう既に住民に、これが正しいかどうかちょっとわかりません、少なくともニセコ町財政危機突破計画というのをつくって示しているのです。住民に全部配っているのです。それで、住民の、いわゆるいろんな項目にわたって、財政に対する項目が十数ページにわたって、今これも当然インターネットで出てくるわけですが、あるわけです。

それで、では長瀬町はどうしてできないのだろうという、今話を聞いていると、何か景気拡大が望めないということは、少なくとも長瀬町には産業が少ないということにもなるし、私はいつも思っているのですが、観光事業が町のどのぐらいの位置を占めているのか。あるいは、聞くところによると、ほとんどの、財政の8割はサラリーマンの方の税金だというふうな話も聞いております。そうなりますと、住民の福祉のために、さっき申し上げたような費用対効果というようなことを考えれば、サラリーマンの方や勤める方を、皆さんも含めて一番大事にしなくてはいけないのではないかというふうに物を考えるとちょっと無理でしょうか。しかし、企業者として、商工会を中心にやっているわけですが、企業者も一生懸命努力して、できるだけ利益を出そうとやっているわけですが、勤めている方の収入というのは完全に固定しているわけです。完全に入ってくる税金なのです。でも、景気に左右されるという部分がどのぐらいあるのか、私は事業統計というものを町で独自でやってもいいような気がするのです。国でやる、総務省とかそういうところでやるのではなくて、そういうことを、そんなに難しい問題ではないですから、400件ぐらいの事業者ですから、そういうものをやりながら、それでは町はこれからどうしてやっていくのだということの指標になると思うのです。

だけれども、いずれにしても、観光立町、観光立町で、ずっと立町で来たのですが、では観光はどうなるの、どの部分を占めるのということになる。それを私はぜひともやってもらいたい。そういうのも含めて、このシミュレーションという、ニセコ町の、これは合併前ですから3年ぐらい前になります。そのときにもう既に20年の予測をしているのです。これではよくわかりませんが、でも、そういう予測をできる資料を集めている。だから、長瀬町もできないというふうに一概に言うのではなくて、我々が希望を持てるような指標を出してください。全く、町長の答弁は常にそういうふうなことで、何かネガティブキャンペーンをやっているわけでは、ネガティブな感じで、もっとポジティブに考えましょう、前

向きで、そういうふうなことが必要ではないかなと私は思うのです。

それで、今後に向けてということで、最後のページにこういうことを言っているのです。この計画については、皆様の提案などをお待ちしておりますと、たった3行です。また、町内会、団体、グループなどの集まりの際には詳しい説明に伺います、お気軽にご連絡くださいと締めてあるのです。そうすると、いかに住民と行政がそういうコミュニケーションができていくかということを知るわけです。どこでも飛んでいきますよというのだから、早く言えば、長瀬町においては、どうもその辺が疎遠になっているような感じがする、住民との間が。タウンミーティングでもたまにはやったほうがいいと思います、説明会を。ただし、サクラを使ってはだめです、国のように。そうではなくて、本当の純粋なタウンミーティング、いわゆる皆さんとの行政との話し合いみたいなものをつくって、それで説明をし、皆さんの意見も聞く。型どおりに、充て職で物を行っている時代ではもうないのです。本当に物を考える人が町うちに幾らでもいます。そういう人たちの考え方、意見、アイデア、すべてを皆さんが吸収する、自治体として行政として吸収するのです。そういうことをぜひ私はやってもらいたいと思うのですけれども。

それと、財政の問題について、今7番議員がちょこっと言いましたけれども、これはきょうの新聞です、朝刊。非常に、まさにほやほやです、けさの埼玉版ですから。それで、今保険の問題について全国の首長のアンケートをとっているのです。千七百幾つのあれから回答が来たという中で、これは埼玉県のアンケートです。それで、長瀬町がこれから引き上げるというのは、まさに今言った保険料、これを引き上げますよという答弁しているのです。これは当然、関係課はわかっていると思うのですけれども、これは首長1人の考えではないだろうから。それから、長瀬町に入っているのは健康診断の自己負担の引き上げ、いわゆるドックや何か恐らくそれに入るのでしょう。今、2万円ではない、幾ら負担しているのだったっけ。それはいいとして、それを引き上げる。長瀬は幸い2つしか入っていないのです、これのアンケートに答えたのが。皆さん、これはご存じなのでしょう、職員の方は恐らく、我々は今見たのですけれども。だから、これからまだまだ引き上げなくてはならない、10番議員がよく言うこと、そういうものが財政の中にもすごくかかわってくるのです、住民の生活の中にかかわってくる問題、早く言えば、後期高齢の、今の7番議員の話ではないですけれども、すごくかかわってくる。不安でしょうがないです。長瀬町はどうなる、今の答弁の中で長瀬町ほか1つと言ったでしょう。あとはどこだかわかりません。

それから、いま一つ、これにどういうふうに対応するのか。ふえた物差し、悪化を早く察知する、いわゆる初期診断です、健康診断でいけば初期診断。そういうものが、今健全化法が制定されて、これが今取り入れられようとしている。まだ試案しか出ていないです。この試案の中で、まだ数値的なものも難しいらしくて、出ていないのですけれども、当然ご存じですよ。それで、その健全化法の中で4つの診断方法が今ここに出ているわけです。当然、公債費比率も出ています。さっきも総務課長が、公債費比率は財政の健全化の指標にはならない、指針にはならない、物差しにはならないというような表現しましたがけれども、要はならないということは全部そうだという意味ではないのです。やっぱり、長瀬町のワーストツワという問題が、皆さん心配しているのです。だから、ワーストツワということは、ベストではないから、ワーストだから。ということは、これが物差しにはならないと言うが、そうではない。やっぱりそれだけの起債があり、償還があるわけですから、そうなるやっぱり大変だと思うのです、財政的には。

だから、財政比率の問題もそうだし、赤字の問題もそうだし、この4つの指標によって診断をして、早期発見、がんの診断しているようなものです、早期発見だから、そういうことが今されようとしている。いわゆる来年度からやるかどうか、それもまだはっきりしていないでしょう、この問題は。それで、そ

ういう問題に今から、町の財政がどの位置にいるのかということをやっぱりある程度研究しながら、いろんな財政計画の中に組み入れていかないとこれから大変だろうと思う。だから、そのシミュレーションができないということになると、いわゆる、5年でも中長期だから、5年、10年でもいいです。そういう問題について、今総務課長のあれでいくとどうもできないと、これは町長答弁でしょうから、企画財政の方でも結構です。どうしても不可能ですか、このシミュレーションに対しては。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 先ほどの財政健全化法の関係をちょっと話をさせていただきたいと思うのですが、財政健全化の基準というのが発表になりまして、実質赤字比率と連結実質赤字比率、それから長瀬町でもよく言われております実質公債費比率、それから将来負担比率という4つの指標について基準を設定いたしまして、これによって早期健全化とか財政再建とかというように分かれるわけですが、長瀬町の場合、幸いにもこの4つの指標を全部、今の18年度の決算で見ますと該当にならない状況でございます。

まず、実質赤字比率につきましては、黒字のため該当になっておりません。それから、連結実質赤字比率についても、これも同じく18年度の決算で見ますと、黒字のために該当にならないということでございます。それから、実質公債費比率、これについては、18年度の決算で19年度の数値が20.3%という数字になりましたけれども、この早期健全化基準につきましては25%の団体からが該当すると、財政再建基準につきましては35%以上というようなことになっておりますので、長瀬町の場合20.3%ということで、この段階では該当になってございません。それから、将来負担比率についても、細かい計算はちょっと難しいのですが、そのとおりできているかわかりませんが、これもある一定の計算でいくと、350%以上というのが市町村の場合該当になるようですけれども、ずっと低くて206.5%というような、これは試算ですので、はっきりした額ではないですが、そう誤差はないかと思うのですが、そういう数字ですので、4つの基準については財政再建の関係で早期健全化にも財政再建にも該当していないというような状況でございます。

それから、財政計画につきましては、先ほどの町長のほうの答弁要旨にもありましたように、数年前にシミュレーションをつくって公開というか、公表しておりますけれども、実際にはある過去の数値だとか推計等を勘案してやっていくしか方法が今のところないような気がいたしますので、それでやった結果でも18年度は赤字になるというようなことが、実際には18年度赤字ではなくて、繰り越しもできて19年度の予算も組めたような状況でございますので、なかなか実態に合ったような財政計画というのをつくるのが困難かなというようなことは感じております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の説明で、結構わかりいい部分もあるのです。財政の問題というのがわかりいい部分があるのですけれども、この4つの物差しが、最後のあれはほとんど、こんなに問題にすることはないのだろうと思うのですけれども、公債費比率という問題が24年度まで出ていますよね、6月の広報か何かに掲載しましたよね。それで、平成24年で何か17.9ぐらいですか、18切るのだよというようなことがたしか頭の中に記憶であるのですけれども、それが18年度終わってみたら20.3だったと。町長の答弁でいくと、20%は切りますよと前言っていただけけれども、逆にふえたということ、これはもう当然、3カ年の平均ですから、18年度が非常に悪かったということになります。それは、下水道の問題は多分に含まれており

ます。そういう中で、これはやむを得ないと、もう事業をやっているわけですから。

そこで、今我々が何を考えるかということ、いろいろ今答弁の中に職員としての意気込みとか、そういうものを全部聞かせてもらいました。一丸となって取り組みますよということも伺いました。しかし、いかに住民の人たちの、払拭という言葉を使っていますけれども、安心感、安心させるかということについてはまだ努力が足りないと思うのです。いわゆる後期高齢の医療制度にしても、いわゆる行政からのあれがよく伝わっていないということに、7番議員が言われましたけれども、まさにそれと同じなのです。だから、いまして何とか皆さんにわかりやすく、我々でもすぐわかるように、そういうものを皆さんに知らせる手段をひとつ講じてもらいたいと思いますけれども、総務課ですか、これから住民に対して財政の状況をどのようにして知らせればいいのか、何か考え方はありますか。最後の質問です。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 今までも、予算あるいは決算、あるいは財政事情の公表というようなことで、財政事情の公表のほうについては年に1回公表しておりまして、その都度、広報紙のほうにも載せさせていただいておりますので、さらにまたわかりやすいような方法を考えて広報等に載せていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第46号から議案第57号までの12件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第46号 政治倫理の確立のための長瀬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第46号 政治倫理の確立のための長瀬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法の一部改正に伴い規定を整備したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第46号 政治倫理の確立のための長瀬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

参考資料の新旧対照表をごらんください。第2条の第1項第4号につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、「郵便貯金」の文言がなくなったため、「郵便貯金」を削るものでございます。

5号につきましては、証券取引法等の一部を改正する法律の施行により、金銭信託が有価証券に含まれることとなったため、削るものでございます。

第6号につきましては、証券取引法等の一部を改正する法律の施行により、同法の題名が金融商品取引法に改められたため、証券取引法を引用している部分を「金融商品取引法」に改め、第5号とするものでございます。

また、第7号を第6号に、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、施行は公布の日からとするものでございます。

以上が議案第46号 政治倫理の確立のための長瀬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号 政治倫理の確立のための長瀬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第47号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第47号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税の特別徴収の実施を行うため関係規定を改正したいので、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第47号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、65歳以上の世帯主に対する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表の改正案をごらんいただきたいと存じます。下線の部分が改正箇所でございます。まず、第3条でございますが、第9条と第12条から第18条までを新たに追加するため、「第11条」を「第19条」とするものでございます。

次に、8条の次に第9条を追加いたしまして、徴収の方法を特別徴収と普通徴収の2通りとするものでございます。

次に、第10条でございますが、改正前の納期を普通徴収の納期とすることに改めるものでございます。

次に、第11条と6ページの第20条から8ページの25条まで及び9ページから13ページまでの附則の下線部分は、条文の追加によりまして順次番号が繰り下がったための改正でございます。

2ページに戻っていただきまして、特別徴収、第12条第1項でございますが、国保加入の65歳以上の世帯主が老齢年金等を受給している場合には、国保税を特別徴収の方法により徴収するものでございます。

次に、2項でございますが、4月2日から8月1日までの間に65歳になり、年金受給となった国保加入の世帯主も年金から特別徴収の方法により徴収することができるものでございます。

次に、第13条、特別徴収義務者の指定等でございますが、特別徴収義務者は老齢年金等の支払者とするものでございます。

次に、第14条、特別徴収税額の納入の義務等でございますが、老齢年金等の支払者は、特別徴収した税額を翌月10日までに納入するものとしてございます。

次に、第15条、被保険者資格喪失等の場合の通知等でございますが、年金支払者は、国保の資格を喪失した通知を町長から受けた場合は、それ以後は特別徴収をせず、徴収実績等を町長に通知するものでございます。

次に、第16条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収でございますが、第1項は、前年の10月1日から3月31日までの間に国保税を年金から徴収されていた場合は、4月から9月まで仮徴収をすることができるとするものでございます。

第2項でございますが、6月から9月において、前項の1項の仮徴収額が特別な事情で適当でない場合には、その事情を勘案して仮徴収をすることができるとするものでございます。

次に、第17条、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収でございますが、第1項は、前年の8月2日から10月1日までに年金受給となった者は年度当初から9月30日まで、第2項は、10月2日から12月1日までに年金受給となった者は6月1日から9月30日まで、第3項は、12月2日から2月1日までに年金受給となった者は8月1日から9月30日までを仮徴収とするものでございます。

次に、第18条、普通徴収税額への繰り入れでございますが、第1項は、年金が支給されなくなり、特別徴収できなくなった場合は普通徴収で徴収するものでございます。

第2項は、年金から納めた国保税が納めるべき額を超えていた場合で、ほかに未納金がある場合はそれに充当するものでございます。

次に、第19条でございますが、条文中「到来する納期において」の次に「普通徴収の方法によって」を加えるものでございます。

次に、条例の附則をごらんください。済みません、条例のほうになります。上から4行目の附則の第1項でございますが、この条例は、平成20年4月1日から施行するものとしてございます。ただし、附則の4項及び5項は公布の日から施行するものとしてございます。

附則の2項でございますが、改正後の国保税条例の規定は平成20年度以後の国保税について適用し、平成19年度分までの国保税についてはなお従前の例によるものとしてございます。

次に、第3項でございますが、新条例の17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国保税について適用するものとしてございます。

次に、経過措置、第4項でございますが、平成19年10月1日において老齢年金等を受給している65歳以上の国保被保険者である世帯主が、平成20年4月1日から9月30日までの間、特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、国保税額の見込額を特別徴収の方法により仮徴収することができるものとしてございます。

第5項は、4項の1回の保険税の見込額は、19年度の国保税額を20年度の年金支払い回数で割ったものとするというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） これは、先ほど後期高齢者の問題で年金から天引きするというので、これから65歳からも天引きされるのですよね。そういう問題で、これから来年の4月1日からはそういうふうになるのですけれども、こういう問題についてやっぱりいろんな苦情やら相談がされると思うのです。確かに国会で決まったからといって、どんどん意見を、先ほども一般質問でやったように、国のほうに上げていかななくてはならないのですけれども、この問題についてどういふようなことでみんなに周知徹底させるのですか。それについての国の指導とかあると思いますけれども、本当に少ない年金ですから、こういう形で年金から天引きされるというのはそれ恐ろしいと思うのですけれども、そういう問題でどういふふうに町民には

周知徹底させていくのかについてお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 具体的な内容がだんだんと決まってまいりましたので、今までも広報で何度かさせていただきましたが、これからも広報をやっていきたいと考えております。それから、先ほど一般質問の中でもありましたように、説明会なども要望がありますし、私たちも必要だと考えておりますので、これから検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 国会で決まったからといって意見も言えないこともないし、この問題については、私たちは皆さんにも、執行部の方に後期高齢者医療保険については中止を求めているわけですけれども、そういう立場から反対したいと思います。

一般質問でもやったように、今度の後期高齢者とは、自民、公明の絶対安定多数の中で、去年、おとしごろから着々と進められてなったわけです。私は先ほど、やっぱりこういう、消費税でも何でもそうすけれども、国の政治がこうやれば各地方に、地方分権といいながら、意見も言わずにしゃにむに進めるということでは、やはり今、逆立ち、うちの町長もいろんな形で、国からの、昔のように、上から決まったことは徹底して、例えば戦争反対を唱えるような人たちには意見も言わずどんどん進めたように、今はそういう実態なのです。自民党、公明党の安定多数が、国民に相当の犠牲を強いて、一方では大企業には法人税の大幅な減税、そして自民党やそういう人たちに対する企業献金をして、アメリカと一緒にあって、すべての問題で、ファッショというか、国民の収奪をしているわけですから、この辺のことについてきちんとやっぱり反対の立場からしていかなないとそろそろ恐ろしいと思います。そういう立場から反対していきます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 他に討論はございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 国のほうからおりてきたものを反対をする、これも当然、国民の義務としてよいことだと思います。民主主義の中でやっているわけですから。

しかし、本当に医療費が年々増加する中で、国のほうもいろいろ考えた結果、こういうものを出したわけでごさいます、それに対してだれも物を言わないわけではなくて、今、あらゆる方面から、こういうところは変えてほしいとか、そういう意見を申し述べております。そういった中で、扶養家族は1年凍結

ですとか、いろいろなことを国の方も施策として考えているわけで、今後、国民にとってよりよい方法ということで、皆さん、上に立つ人たちも意見をしっかりと申し述べていただきながら、やはり皆保険ということで、日本ほどいい医療制度はないということをいつも申されますけれども、ぜひそれを維持していくためにこれも通さざるを得ないなと私は思っておりますので、賛成いたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって討論を終結します。

これより議案第47号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君） 起立多数。

よって、議案第47号は可決されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第48号 長瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第48号 長瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

結核予防法が廃止されたことに伴い、関係条例を改正したいので、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第48号 長瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、参事が申しあげましたとおり、平成19年3月31日に結核予防法が廃止されたことに伴い、健康被害調査委員会条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条、目的中、結核予防法が廃止されましたので、「並びに結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条」を削除するものでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第48号 長瀬町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第49号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第49号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ943万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を28億9,173万5,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金の増額、歳出は、賦課徴収費、社会福祉総務費、林業総務費、道路維持費、教育委員会事務局費等の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第49号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきまして説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ943万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,173万5,000円とするものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。歳入予算の明細でございます。款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金につきましては、障害者自立支援システムの改修に伴い、障害者自立支援対策臨時特例交付金を受け入れるものでございます。

目3農林水産業費県補助金につきましては、花の里整備事業に係る花でもてなす埼玉支援事業費の交付決定に伴い、県補助金を受け入れるものでございます。

目7消防費県補助金につきましては、第一小学校、第二小学校校舎耐震事業に係る震災に強いまちづくり事業県補助金の交付決定に伴い、県補助金を受け入れるものでございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目3財政調整基金運用収入につきましては、国債により運用益が生じたので、増額するものでございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入につきましては、廃道敷の売却2件ありましたので、増額するものでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金につきましては、町の振興のためと寄附をいただいたものでございます。

目3農林水産業費寄附金につきましては、緑化推進に充ててもらいたいという趣旨で寄附をいただくものでございます。

款21繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入の不足額152万7,000円を繰り入れるものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正の内容を説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。まず、款2総務費、項1総務管理費、目4財政調整基金費につきましては、財政調整基金の運用益が生じたため、基金に積み立てるものでございます。

項3徴税费、目2賦課徴収費につきましては、21年度に行う固定資産税評価替えに当たり、基準値及び標準値に関する調査等を評価替え前々年度に行う必要があることから、標準宅地鑑定評価業務の委託を行うため補正するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、障害者自立支援法の制度改正に伴い、県補助金を受けてシステム改修を行うものでございます。

目2老人福祉費につきましては、高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援、要介護状態の予防や改善を図るため、予防給付ケアマネジメント委託料を補正するものでございます。

目5介護保険費につきましては、介護保険特別会計に事務費の不足が生じますので、繰出金を補正するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目4緑の村管理費につきましては、花の里整備事業に係る花でもてなす埼玉支援事業費の交付決定に伴い、財源の組み替えを行うものでございます。

項2林業費、目1林業総務費につきましては、百年の森づくりの会へ植栽事業に関する補助を行うものでございます。

款8土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費につきましては、危険箇所の応急修繕、小規模な維持工事の必要が生じたので、修繕費、工事請負費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、第一小学校、第二小学校校舎耐震事業に係る震災に強いまちづくり事業県補助金の交付決定に伴い、財源の組み替えを行うものと、次のページでございしますが、中学校技術棟の浄化槽の故障により下水道接続工事を行うものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 財産収入の中で財産運用収入、いわゆる財政調整基金運用、これは運用益だろうと思うのですけれども、今国債というのが、ちょっと聞きそびれたのですけれども、国債の運用益ですか。それがどのぐらい国債、それを購入するだけの義務か何かがあるのか。

それとまた含めて、基金繰り入れの中で13万5,000円というのはこの運用益だろうと思うのだけれども、よくわかりません。1,000円を足して13万6,000円になっているのだけれども、この1,000円というのはどんな性質のものなのですか。その2つについてちょっとお伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えさせていただきます。

財産運用収入、国債を購入しての運用益が生じたもので今回計上させていただいております。その運用益を歳出の積立金という形で載せてございます。義務があるのかということでございますが、歳計現金等の管理につきましては会計管理者の役割というのですか、自治法等に确实かつ有利な方法によって保管するというものがあります。それによりまして、こここのところの低金利等、それから厳しい財政状況等を考慮して、国債を購入して運用益を得たものでございます。

それと、1,000円の差ということでしょうか。こちらにつきましては、予算計上上の決まりごとというのですか、歳出につきましては切り上げて、歳入については切り下げるといようなことがありまして、その差が1,000円という形になってございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の答弁、どの程度の運用資金でやっているのか、それをちょっとさっき聞いたのだけれども、話がないのですが、例えば中期、長期あるいはそういうものの運用が、今、ややもすると、国債ならいいのですけれども、その運用については何か縛りがあるのですか。例えば県債を買うとか、そういうこともできるのですか。話によると、兵庫県債はすごくよろしいと、神奈川県債もいいといようなことが、埼玉県債は余り買う人がいないというふうな話も聞いておりますので、その辺はどうなのでしょう。国債の運用資金はどのぐらい投入しているのか。

○議長（大島瑠美子君） 会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） 梅村議員さんのご質問にお答えいたします。

運用した期間につきましては、約3カ月、13週ものというのでしょうか、そちらを購入いたしまして、まだ実際満期には来ておりません。12月17日が満期という形になってございます。それと、県債ですが、そちらも購入は可能だと思います。

以上でございます。

〔「金額、どのぐらいあれしているのかな」と言う人あり〕

○会計管理者（大澤彰一君） 金額につきましては、1億円でございます。13週を1億円という形で運用してございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 何点か質問します。

まず、9ページが、震災に強いまちづくり事業県補助金が決定したということで、聞くところによりま

すと、第一小学校と第二小学校について診断をしたと、それで確定したということで、今後、町としては、教育関係については今診断を第一小と第二小、今体育館を結局ちょっと直していますね。そういう点で、耐震計画についてはどのように今後進めようとしているのか。民間でも今、耐震問題ではしてほしいというところもありますし、これについてどういうふうに進んでいるのかをお願いします。

次の町有財産売払収入と町有普通財産、中野上地区廃道敷売払収入ということで85万5,000円ということで載りました。これは、うちの近所の人、廃道にうちがかかっているものについて払い下げて町が買ったと、買ってもらって、そこを個人のものにしてもらったということで、これは梅村議員も前も質問したように、長瀬には廃道とか、あと畑の中に公道が、昔の馬入れ道が走っているということで耕していますよね、かなりの地域で。それで、今までそういう廃道の管理については、国がやっていたことが町になったと。よく前も質問したように、そういう土地を売り払って町の収入にすれば相当のお金が入るのではないかというふうに素人考えでは持っているのです。これについて、やっぱり町の収入を得るためには、そういう指導についてはどういうふうに進めていくのか。今、相当の畑の中を昔の馬入れ道路というのが走って、そこで耕している人がたくさんいます。それは、わざわざ町が指導するといっても、今の建設課の職員数では恐らく厳しいと思うのですけれども、これについて町民からも聞かれるのですけれども、早くこれを売り払って、もっとこの道路を広げれば、交換すれば、あの人に買ってもらいたいとか、そういう人がいるので、町としてはどういう指導をし、どういうふうにやっていくのかについてお願いします。

それの下について、寄附金を10万もらったということで、これは私が聞いたら、前の参事の近藤参事が町に寄附したということで、私は本人に会っていろいろ聞いたのです。そうしたら、私も早くやめて、町が財政が厳しいから、そういう意味でも早くやめたと、そして町のためになったと、それでいろいろ今まで仕事されて10万寄附したということで、それはそれなりにありがたいのですけれども、ただ問題は、今の定年近い人たちの問題として、今、早くやめてほしいという勧奨制度があるわけです。しかし、今、60前でやめたら仕事がないのです。ほとんどの人が、いいところがないから、結局、本当に早くやめられないのです、肩たたきに遭っても。私なんかは、ある意味では会社がつぶれそうなので、早くやめてくれといって、50のときにやめさせられたのです。やめたのではなくて、やめさせられた。しかし、そういう立場からすれば、今のこの10万の寄附については町としてはどういう指導をしたのか。それで、この問題について、やはり近藤さんも、今度は特別養護法人の施設長として行く場所があったからいいのですけれども、これについての町の考え方について、町長がいなくても、どういう経過でこういうふうな、自分からそういうふうにして行ったのかについて答えられたら答えていただきたいと思います。

〔「答えられたらって、知れていますよ」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） いやいや、それは、ちょっと待ってください、村田さん。質問しないなんという項目はないです。ですから、これについて答えていただきたい。やっぱり、これは単なるああいうことではないです。

それで、次に、黙ってください、人が質問しているのだから。次の緑化推進費指定寄附金ということで、秩父鉄道さんが100万寄附したということで、これは百年の森づくりの問題で、鉄道さん、100万寄附したと思うのですけれども、この額についても聞きたいのです。私はよく前、秩父鉄道の公衆便所について質問したことがあります。それは、あの便所について、宝登山神社と鉄道に応分の負担をしたいということで言ったときに、100万を神社で寄附してくれたのです。それはありがたいのですけれども、問題は金額についての何か話し合いをしてやったのかについて、答えられたら、また言いますけれども、お願いし

ます。

次に、11ページの固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料ということで383万5,000円、これについても、3年ごとに評価替えで航空写真を撮って固定資産に税金をかけるのですけれども、なぜ、この問題についても、町民からすれば、人口の変動もないし、そんなにあれないのにこういうふうにお金をかける。どういうふうに鑑定士に、どういう業者に任せるのか。ただ鑑定士ということではなくて、どういうところに委託をするのかについてもう少し詳しく説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 渡辺議員の学校施設の耐震計画はどうなっているかというご質問にお答えいたします。

初めに、診断のことからお話し申し上げます。学校施設の耐震診断につきましては、あと、3校あるうちの第一小学校、第二小学校の体育館を残しております。これにつきましては、教育委員会といたしましては来年度に計画したいと思っております。その後、耐震化の数値が出ましたら、その数値の低いものから耐震補強設計、補強工事と進めていくわけです。しかし、何度となくお答え申し上げている中に、単に補強工事だけではなくて、一小二小中学ともに老朽化に伴う大規模改修等も今後一緒に考えていかなければなりません。ですので、補強工事、大規模改修をあわせて計画的に進めていきたいと思っております。

そこで、その計画はあるのかというお話ですが、学校施設につきましては、耐震化については、平成27年度を目標に耐震化を図りなさいという県の指導がございまして、最終年であります平成27年度に補強工事を終了する計画はできてございしますが、繰り返しになりますが、老朽化による改修工事も同時に進めていく必要があります。町の大変厳しい財政状況の中でありまして、順次これらに取り組んでまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、診断、設計、工事、そして工事には補強と大規模改修と両方合わせてということでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、認定外道路、馬入れ道路の廃道敷の売り払いの関係でございしますが、いわゆる赤道と言われる部分の払い下げとなると思いますが、払い下げにつきましては、使用の実態がありますと払い下げができないということもございしますので、お金もかかりますことから、希望があれば使用していない赤道等につきまして実施をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、もう一点の予算書の9ページにございます緑化推進費の寄附金の100万円の関係でございしますが、これにつきましては、先ほども一般質問の中でございましたが、10月28日に行われました、埼玉県県造林伐採跡地で行いました、宝登山四季の丘を利用したの百年の森づくりの会主催による植樹祭が開催されまして、多くの方々が参加し、約800本の苗木を植栽いたしましたけれども、その経費として秩父鉄道株式会社から町へ緑化推進費として100万円を寄附いただくというものでございまして、その額につきましては鉄道さんのほうで100万円ということで決めていただいております。その同額100万円を百年の森づくりの会のほうへ、補助金の交付手続上の規則に基づきまして交付を予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 一般寄附につきまして申し上げます。

寄附はあくまでも任意でされるものですので、指導等、そういうものは一切ございません。

それから、この予算に直接関係あるかどうかはわかりませんが、質問がございましたのでお答えしますが、近藤元参事におきましては、10月31日で退職したい旨申し出があったため、勧奨により退職していただいたものでございます。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員さんのご質問の固定資産税標準宅地の鑑定業務委託についてお話し申し上げます。

固定資産の鑑定評価委託というのは、土地基本法というのが平成6年の法でありまして、公的土地の一元化ということで、地価公示価格、相続税評価額、固定資産税評価額、都道府県地価調査価格という価格がございまして、この価格を統一を図るために土地基本法というのが平成6年の法でできまして、そのたびに今回のような鑑定評価を行いまして、全国的に行って正当な評価を出していただくという制度でございます。

それと、鑑定評価の委託でございしますが、埼玉県不動産鑑定士協会というのがありまして、これは埼玉県全部網羅している鑑定士会なので、一応ここに委託をしようと考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 11ページ、長瀬中学校技術棟下水道接続工事についてなのですが、今、下水道と水道が合併して一生懸命やろうというやさきにこれが出てきたのですけれども、こういう町がまだ未接続のところがあるようでは、町民に対して加入率アップをしたほうがいいと私は水道議会と下水道議会で何回となく発言をさせてもらっている中で、本体がこういうことでは、それが、こういうことがあったので、余り町が接続に関しては強く出ていかなないのかなという思いがしました。ぜひこういうことがないように、接続、ここで補正が出てきたから、ここで決着するのだろうけれども、もしまだほかにもそういうところが出てくるようなことがないようにお願いしたいと思います。接続、これで全部でしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 学校、それから保健センター、役場は入っていますので、今ちょっと確認させていただきましたら、根岸団地がまだのようですけれども、蔵宮団地については進んでいるようでございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、町の財政が大変だと下水道が騒いで、受益者負担でやってもらうようにという声が多い中、下水道にかかわる面積というか、人口でいけば全然関係ない町民が多いわけですので、特に町関係は受益者負担というものを重く考えていただいて、公平な運営ができるようお願いをしますが、今の総務課長の答弁でそこだけ答えておいてください。すぐ、なるべく早くやってもらうように。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 今、根岸団地については建物も古くて、あれはくみ取りなのです。なかなかす

ぐにというのは難しいような状況だという話のようでございます。あとは、既にもう……

〔「分担金払っています」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君） 分担金は払っているそうでございます。あとは、接続のほうは終了しているのではないかと思うのですが、ちょっとはつきり、すぐ思いつかないのですけれども、先ほど申し上げましたように第一小学校は済んでいます。中学校も済んでおりますし、役場も済んでおりますし、保健センターも済んでおります。給食センターとか公民館は区域外でしょうから、区域内の公共施設は先ほどの公営住宅の一部が接続されていない程度だと思いますが、分担金については払っているということでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 9ページの花でもてなす埼玉支援事業県補助金133万円ですか、これはずっと継続的に県のほうからいただけるお金なのでしょうか。

それと、あと協力金ということで毎年何がしかのお金をいただいているわけですが、そちらとの関連ですか、どのくらい収入があつてというような、それをわかりましたらばお答えいただきたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

補助金の花でもてなす埼玉支援事業県補助金でございますが、これにつきましては3カ年継続の事業でございます。ことしが3年目ということで、ことしで最後の補助金となります。200万円の事業費に対しまして、3分の2の補助金ということで133万円を受け入れるものでございます。

続きまして、協力金という形で観覧された方からいただいております収入でございますが、ことしにつきましては、ハナビシソウの協力金という形でいただいた金額が約194万円、収入をいただいております。それと、それは有人で徴収した部分と無人で料金箱で徴収した部分とに分かれるわけですが、その後に作付をいたしましたキバナコスモス、コスモス系の料金収入でございますが、こちらのほうは協力金の料金箱を設置したのみで、協力いただいた金額が約11万5,000円という金額になってございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ここに会長さんがいらっしゃるんで、ちょっと質問をしづらい部分もございませぬけれども、ということは、来年度からどうなるかということ、これをもう決定されているのでしょうか。

それと、毎年毎年ハナビシソウの種をまいていたわけですが、そういう毎年まかなければならぬというものではなくて、例えばボタンですとかシャクヤクですとか、そういうものを計画的に植えていけば、それですと宿根で済むわけですね。そういうことですか、いろいろ考え方があると思うのです。ソバをまきたいというようなお話もあります。実益も兼ねたということで、ソバをまいて花を見ていただいて、そのまた実を売るとか、そういうこともできるし、いろいろな方法があるのだと思うのです。ただ、ハナビシソウは確かにきれいなのはきれいなのですけれども、天候にも左右されますし、それと労力も大変必要だし、そういった部分で見直すべき部分があるのではないかなと思うのですけれども、来年度もまた継続していくのでしょうか、もう一度それを聞きたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 質問にお答えいたします。

来年度の花の里の計画でございますが、現在、来年度の5月から7月にかけてのハナビシソウの作付を実施いたしまして、もう芽が出まして、来年に向けての準備は進んでいるところでございます。この花の里につきましては、花の里づくり実行委員会がございますので、そちらのほうともまたいろいろ協議をしながら、どういうふうにしていくかということは協議の上決定させていただく形になろうかと思っておりますので、ご提案を受けまして、また協議会のほうにその旨を伝えていきたいと思っておりますので、検討させていただくということでよろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第49号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第9、議案第50号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第50号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,780万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億4,511万2,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では療養給付費交付金の増額、歳出は、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、葬祭費等の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第50号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,780万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,511万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたしますので、6、7ページをごらんください。最初に、歳入予算の補正内容についてご説明いたします。款6療養給付費交付金、項1、目1療養給付費交付金でございますが、平成18年度の療養給付費交付金が確定したことにより追加交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費から目4退職被保険者等療養費でございますが、療養給付費や療養費が前年に比べ増加しており、不足が見込まれるため、補正を行うものでございます。

また、次の項3葬祭諸費、目1葬祭費でございますが、今年度の死亡者の増加により葬祭費の不足が見込まれるため、増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第50号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第10、議案第51号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第51号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）案の提案理由

についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億7,939万8,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では諸収入の増額、歳出は高額医療費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第51号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,939万8,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたしますので、予算説明書の4から5ページをごらんください。最初に、2、歳入でございますが、款6 諸収入、項3 雑収入、目2 第三者納付金でございますが、交通事故等による第三者の過失により傷病し、国保を使って治療を受けた場合、一時的に国保が立てかえておき、後で費用の請求を行い、納入してもらったものでございます。

続きまして、3、歳出でございますが、款2 医療諸費、項1 医療諸費、目4 高額医療費でございますが、前年に比べ高額医療費が増加し、予算額に不足が見込まれるため、増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第51号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第11、議案第52号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

- 参事（新井敏彦君） 議案第52号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を5億4,078万8,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では繰入金増額、歳出は、賦課徴収費、居宅介護サービス計画給付費増額、居宅介護サービス給付費減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

- 町民福祉課長（浅見初子君） 議案第52号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,078万8,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金でございますが、事務費等に充てるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費でございますが、介護保険料を年金から天引きで徴収しておりますが、今年度からその特別徴収の開始回数が増加したことにより、電算処理業務の委託が増加し、委託料に不足が生じるため、補正するものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の目1居宅介護サービス給付費と目6居宅介護サービス計画給付費でございますが、介護サービスの利用者の増加により、介護サービス計画費が当初見込みより増加しているため、当初見込みより増加が少ない目1の介護サービス給付費から振りかえるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第52号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第12、議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（案）についての提案理由を申し上げます。

風布地区の公共的施設の整備を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（案）について説明いたします。

現在の辺地総合整備計画につきましては、本年度、平成19年度で終了するため、引き続き平成20年度から平成24年度までの5カ年を期間とする計画策定につきまして、議会でお認めいただきたいというものでございます。

それでは、議案の別紙となっております辺地総合整備計画（案）をごらんください。表紙を1枚めくっていただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、辺地総合整備計画書（案）とございますが、1の辺地の概要でございますが、(1)、辺地を構成する町または字の名称ということで、長瀬町大字風布でございます。右上に記載してございますが、当該地域の人口は50人、面積は2.08平方キロメートルでございます。法律に基づきます基準では、原則として区域は大字単位でございまして、5平方キロメートル以内の区域の人口が50人以上必要であるとされております。

次に、(2)の地域の中心の位置でございますが、大字風布字横手でございます。法律上の基準では、中心点は地図上の中心点ではなく、区域内で固定資産評価額の最も高い地点を中心とすることとされており、現行計画と同じく大字横手でございます。

次に、(3)の辺地度数でございますが、これは地域の中心からはかった小中学校や医療機関等への距離、鉄道の状況などを点数化したものでございます。今回算出したしました結果、116点となっております。国に認められる基準である100点を上回っているものでございます。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、こちらに記載してありますとおり、風布地域は4つの集落で山間傾斜地に形成されておりますが、生活基盤において辺地以外の地域と比べて依然として格差が大きい状況でございます。区域内の道路は各集落の末端で行きどまりのものも多く、昭和

52年度から逐次道路整備を実施しておりますが、まだ自動車の通行が不能な狭隘で急峻な道路がございます。これらの道路整備などを維持することによりまして、生活環境の改善を図り、他の地域との格差の是正に役立てようとするものでございます。

次に、3の公共的施設の整備計画でございますが、まず事業期間につきましては平成20年度から平成24年度までの5カ年でございます。この事業の内容でございますが、表の左側でございますように町道の整備を計画させていただきたいと存じます。その事業費でございますが、総額で2億3,193万8,000円となるものでございます。これらの財源内訳は、特定財源が見込まれないため、事業費の総額が一般財源になりますが、国の財政上の支援措置であります辺地対策事業債を予定しております。

1枚めくっていただきたいと思っております。横書きになっておりますが、この表とその次の表にかけて、各年次別にしました整備計画の内容がございます。まず、左側の施設名の欄で、風布2・3号線、道路の改良でございます。この路線につきましては、平成10年度から全線の測量設計、用地購入等を行い、15年度から道路整備を実施しておりますが、引き続き20年度から道路整備を計画させていただきたいと存じます。

これらの事業の場所につきましては、最後のページに地図がありますので、参照していただきたいと思っております。地図の左側の下に表がございますが、赤字は平成20年度の事業内容で、地図上で同じ赤色の工事区間となっております。以下同様に、黄色は21年度、青色は22年度、オレンジ色は23年度、緑色は24年度で計画しております。

以上が辺地総合整備計画（案）の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ちょっとお伺いいたしますけれども、これはこの道路に関しての地主との交渉は全部終わっているのでしょうか。

それとあと、人口が50人未満の場合には該当にならないというお話ですが、今後、これから減る可能性があるわけで、そういった中で、例えば来年、再来年度に50人を割ったというときでもこれは有効なわけでしょうか。その2点、お伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 用地につきましては、平成10年、11年度あたりから交渉しておりまして、逐次購入しております。まだ一部未購入のところもありますけれども、今それについては進めているところでございますけれども、まだ予算がないので、具体的な進めはできていないと思っておりますが、一部残っております。

それから、人口につきましては、現在はもう既に50人を割っているような状況になっているかと思うのですが、この計画をつくる年の、ですから、今年度の4月1日現在で50人以上いけばよいということで、ちょうど50人なのです。それで、先ほど申し忘れてしまったのですが、この計画を議会のほうに出す前に埼玉県と協議をしております、この計画案の後ろに埼玉県知事あてで協議の回答、異議なしというのがついているかと思うのですが、協議している段階でも、現在49人だったと思っておりますが、なっている、県のほうもその辺にちょっと心配というのがあったのかと思うので、確かに平成19年4月1日に長瀬町風布地内に50人人口がありましたというような町長名で証明というか、そういうものも出してありますので、その結果、協議のほうも来ておりますので、これで議会でお認めいただければ、県を経由して国の方へ申請することになりますので、計画期間中は人口が減っても計画は既に策定されますので、大丈夫だと思

ます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 用地の取得がまだ行っていないところがあるというお話ですけれども、この用地に関しては、町道ということですので、町のほうで買い上げるということですか。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 町道でございますので、町のほうで既に購入もしておりますし、残っている部分についても町で購入をしていくものでございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（案）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時46分

再開 午後4時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第13、議案第54号 秩北衛生下水道組合同規約の一部を変更する規約を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第54号 秩北衛生下水道組合同規約の一部を変更する規約についての提案理由を

申し上げます。

秩北衛生下水道組合と皆野・長瀬水道企業団は、ともに財政力に乏しく、厳しい財政状況にあります。そこで、経営基盤の強化の一環として、両団体を統合し、重複事務の解消や事業の効率化を図ることで経営コスト削減を図るものです。

よって、平成20年4月1日から皆野・長瀬水道企業団と秩北衛生下水道組合を統合するため及び地方自治法の一部改正に伴い、秩北衛生下水道組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、54号から56号までの議案につきましては、昨日、皆野町議会におきまして満場一致可決されておりますことをご報告申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 議案第54号 秩北衛生下水道組合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

先ほど提案理由にありましたように、平成20年4月1日から皆野・長瀬水道企業団と秩北衛生下水道組合を統合するため及び地方自治法の一部改正に伴い、秩北衛生下水道組合の規約を変更することについて規約を改正する必要性が生じたので、変更協議について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、主な変更内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。初めに、規約名でございますが、「秩北衛生下水道組合規約」を「皆野・長瀬上下水道組合規約」に改めるものでございます。

次に、第1条でございますが、名称を「皆野・長瀬上下水道組合」に改めるものでございます。

3条でございますが、共同処理する事務に第3号「水道事業に関すること。」を加えるものでございます。

第4条でございますが、事務所の位置を「皆野町大字皆野283番地」に改めるものでございます。

第8条でございますが、管理者、副管理者、企業管理者の設置及び選任方法を定める規定でございます。

第9条でございますが、管理者、副管理者、企業管理者の任期を定める規定でございます。

第10条でございますが、管理者、副管理者の職務権限を定める規定でございます。

第11条でございますが、会計管理者に関する規定でございます。

第12条でございますが、職員に関する規定でございます。

第14条でございますが、経費の負担割合に関する規定でございます。

第15条でございますが、附則の規定でございますが、この規約にないものについては、地方自治法及び地方公営企業法の定めによるものとするものでございます。

なお、同規約の改正案につきましては、埼玉県との事前の協議済みであることを申し添えいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第54号 秩北衛生下水道組合同規約の一部を変更する規約を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第14、議案第55号 皆野・長瀬水道企業団規約の一部を変更する規約を議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第55号 皆野・長瀬水道企業団規約の一部を変更する規約についての提案理由を申し上げます。

皆野・長瀬水道企業団が解散した場合、同企業団の事務を秩北衛生下水道組合に承継させるため、同企業団の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 議案第55号 皆野・長瀬水道企業団規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

先ほどの提案理由にありましたように、平成20年4月1日から皆野・長瀬水道企業団が解散した場合、同企業団の事務を秩北衛生下水道組合に継承させるため、同企業団の規約を変更することについて規約を改正する必要が生じたので、変更協議について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、主な変更内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。修正案、附則の2項でありますが、「企業団が解散した場合においては、その事務を秩北衛生下水道組合に承継させるものとする。」ものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第55号 皆野・長瀬水道企業団規約の一部を変更する規約を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第15、議案第56号 皆野・長瀬水道企業団の解散及び財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第56号 皆野・長瀬水道企業団の解散及び財産処分についての提案理由を申し上げます。

事務処理の効率化を図る観点から、皆野・長瀬水道企業団で共同処理している事務を秩北衛生下水道組合で共同処理することに伴い、平成20年3月31日をもって皆野・長瀬水道企業団を解散すること及び同企業団の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 議案第56号 皆野・長瀬水道企業団の解散及び財産処分についてご説明いたします。

先ほどの提案理由にありましたように、皆野・長瀬水道企業団で共同処理している事務を秩北衛生下水道組合で共同処理することに伴い、平成20年3月31日をもって皆野・長瀬水道企業団を解散すること及び同企業団の解散に伴う財産処分について協議したいので、この案を提出するものでございます。

地方自治法第288条及び第289条の規定により、平成20年3月31日をもって皆野・長瀬水道企業団を解散し、同企業団の財産をすべて秩北衛生下水道組合に帰属させることについて議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第56号 皆野・長瀬水道企業団の解散及び財産処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第16、議案第57号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたします。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君） 事務局長に議案の朗読をいたします。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 提案理由の説明を参事に求めます。

参事。

○参事（新井敏彦君） 議案第57号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員杉田槌邑氏の任期は平成19年12月24日で満了となりますが、引き続き委員として杉田氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第57号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり同意されました。



◎長瀬町選挙管理委員の選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第17、長瀬町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、須賀文夫君、宮澤修君、西澤邊雄君、福島義夫君をご指名いたします。

ここで念のため、ただいまご指名いたしました方々の名簿を事務局に配付いたします。

〔名簿配付〕

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

ただいま議長からご指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまご指名いたしました須賀文夫君、宮澤修君、西澤邊雄君、福島義夫君が選挙管理委員に当選されました。



◎長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第18、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、第1順位、中山刘君、第2順位、荒木友宜君、第3順位、中川昇君、第4順位、四方田真一君をご指名いたします。

ここで念のため、ただいまご指名いたしました方々の名簿を事務局に配付させていただきます。

〔名簿配付〕

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

ただいま議長からご指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまご指名いたしました第1順位、中山刘君、第2順位、荒木友宜君、第3順位、中川昇君、第4順位、四方田真一君が選挙管理委員補充員に当選されました。



◎埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第19、埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙を行います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合は、県内の全市町村で組織し、75歳以上の方が加入する医療制度の保険料の決定や医療給付などを行う特別地方公共団体で、平成20年4月からの制度施行に向け、現在準備業務を行っております。

この広域連合議会議員のうち、町村議会議員から選出の議員に欠員が生じたため、今回選挙が行われることになりました。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを埼玉県後期高齢者医療広域連合に報告することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大島瑠美子君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に関口雅敬君及び村田正弘君をご指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大島瑠美子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大島瑠美子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大島瑠美子君） 開票を行います。

関口雅敬君及び村田正弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大島瑠美子君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

秋坂豊候補 4票

佐伯由恵候補 6票

以上のとおりです。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第20、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成19年第6回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

参事。

○参事（新井敏彦君） 代読させていただきます。

定例会閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、慎重なご審議の結果、すべての議案を原案どおり議決をいただきましてまことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案や一般質問でいただきました意見等につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。今後とも、町民が主役を基本理念に町政運営を進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し心より御礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、健康には十分留意なされ、また交通事故等にも十分ご注意いただき、新しい年を迎えられますようご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、年末を迎え、寒さも一段と厳しくなっまいりました。風邪など引かぬようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成19年第6回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後4時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 2月29日

議 長 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 キ 江